

訪船安全・衛生技術指導 集計報告書

(令和4年度)

令和5年3月
(2023年3月)



船員災害防止協会

目 次

	頁
I 訪船安全・衛生技術指導の概要	1
対象船舶	図1-1～3
訪船隻数の推移	図1-4 3
II 指導員による評価	4
1. 総合評価について（安全技術指導）	
(1)一般船舶・漁船・その他・小型船舶別の評価結果	
(2)指導項目ごとの船種別、評価（A・B・C）割合	図2-1～13
2. 不良率について（令和4年度・船種別）	11
(1)一般船舶	
(2)漁船	船種別安全技術指導評価
(3)その他	（不良率及びその合算） 図3 13
(4)20t未満の小型船舶	
3. 不良率の年度別・船種別推移	14
(1)不良率20パーセント以上（年度別・船種別）	図4-1～5
(2)不良率の推移（船種別・5年間）	図5-1～4
4. 検知器具及び保護具保有状況	図6-1 19
(1)検知器具及び保護具の保有率とその合算値（令和4年度・船種別）	
(2)一般船舶の検知器具及び保護具保有率の推移	図6-2～3
5. 船員災害防止協会の会員・非会員別所有船舶の比較	22
(1)不良率の比較	図7-1
(2)検知器具及び保護具保有率の比較（合算）	図7-2
6. 衛生技術指導の評価	図8-1～2 22
III 安全技術指導後の改善状況の把握	23
IV 技術指導員の配置、及び訪船指導についてのアンケート調査	図9-1～5 25
V 資料編	29

I 訪船安全・衛生技術指導の概要

船員災害により船員が休職・離職することは海運・水産業にとって人的資源の損失であり、また、他産業に比べ依然として高い災害発生率は、若年者が安心して船員職業を選択できない要因になる。

船員災害防止協会は、国土交通省の指導の下、船舶所有者及び船員等の関係者による自主的な船員災害防止策の推進を積極的に支援する活動の一環として協会の全11支部で合計103名（令和4年12月現在）の訪船技術指導員を委嘱し、全国の主要な港で船舶を訪問して船員災害防止措置に関する助言・指導を毎年行っている。

令和4年度の訪船指導の対象船舶は486隻（図1-1、図1-2）であった。

このうち（データとして活用出来なかった6隻を除く）、安全技術指導は、一般船舶277隻、漁船102隻、その他67隻で計446隻（うち20トン未満の小型船舶23隻）、衛生技術指導は、全船種で計34隻であった。

資料編に安全技術指導隻数（船種別・総トン数別、表1-1）、安全・衛生技術指導隻数（支部別・船種別、表1-2）、安全・衛生技術指導隻数（年度別、表1-3）を示す。

令和4年度 安全技術指導船舶 計446隻

図1-1

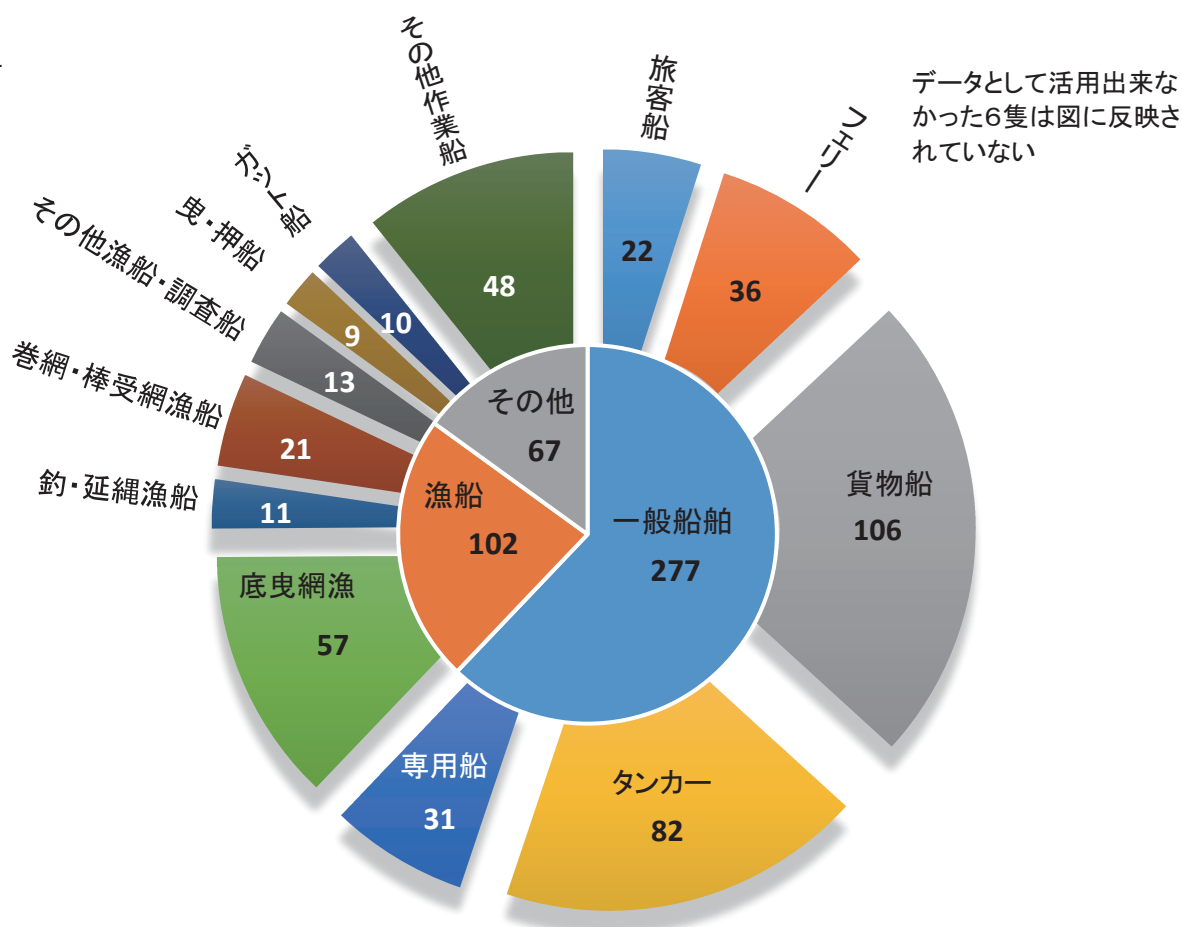
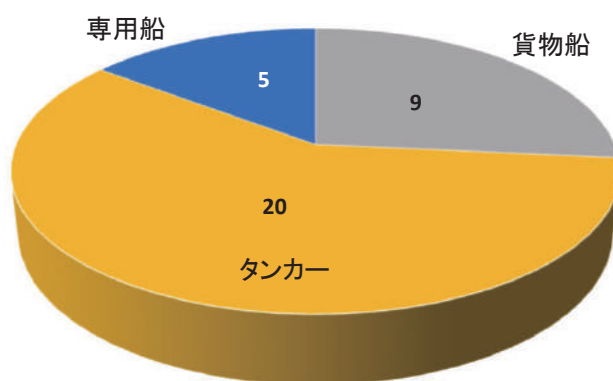


図1-2

令和4年度 衛生技術指導訪船船舶 計34隻



安全技術指導の対象船舶は図1-3に示すように、一般船舶では沿海区域（注1）の内航中小船舶（500t未満）が主で、船種では貨物船・タンカーが大半を占めている。

漁船では従業制限（注2）が第1種、第2種が多い。

その他では、曳・押船、ガット船があるが、その他作業船が大半を占める。航行区域は沿海と平水である。

（注1）船舶の航行区域：

- ・ 遠洋区域：全世界の水域
- ・ 近海区域：主に西太平洋
(11N,63N 94E,175Eの区域内)
- ・ 沿海区域：主に海岸から20海哩
以内の水域
- ・ 平水区域：港内並びに省令で
定める水域(湾内・内海等)

（注2）漁船の従業制限：

- ・ 第3種従業制限：トロール漁業、漁獲物運搬、練習船
- ・ 第2種従業制限：沖底曳網、鯉鮪竿釣、鯉鮪浮延縄等
- ・ 第1種従業制限：一本釣、延縄、巻網、刺網等
- ・ 小型漁船（1種、2種）：20t未満の漁船

第1-3図 安全技術指導隻数（船種・航行区域/従業制限）

図1-3-1

一般船舶

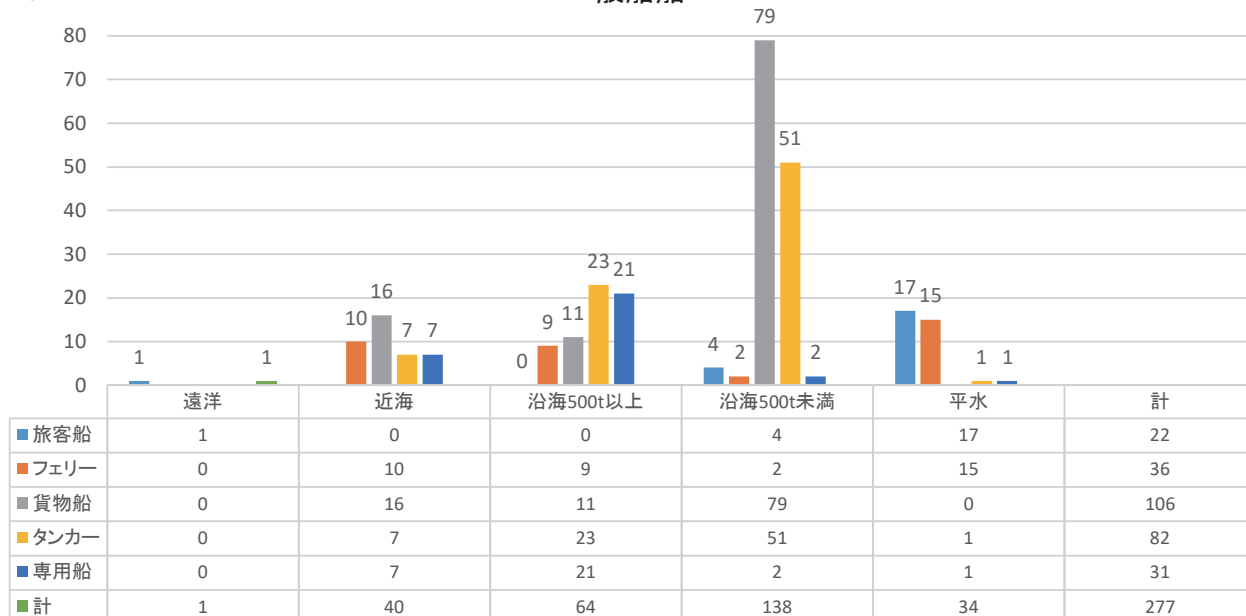


図1-3-2

漁船

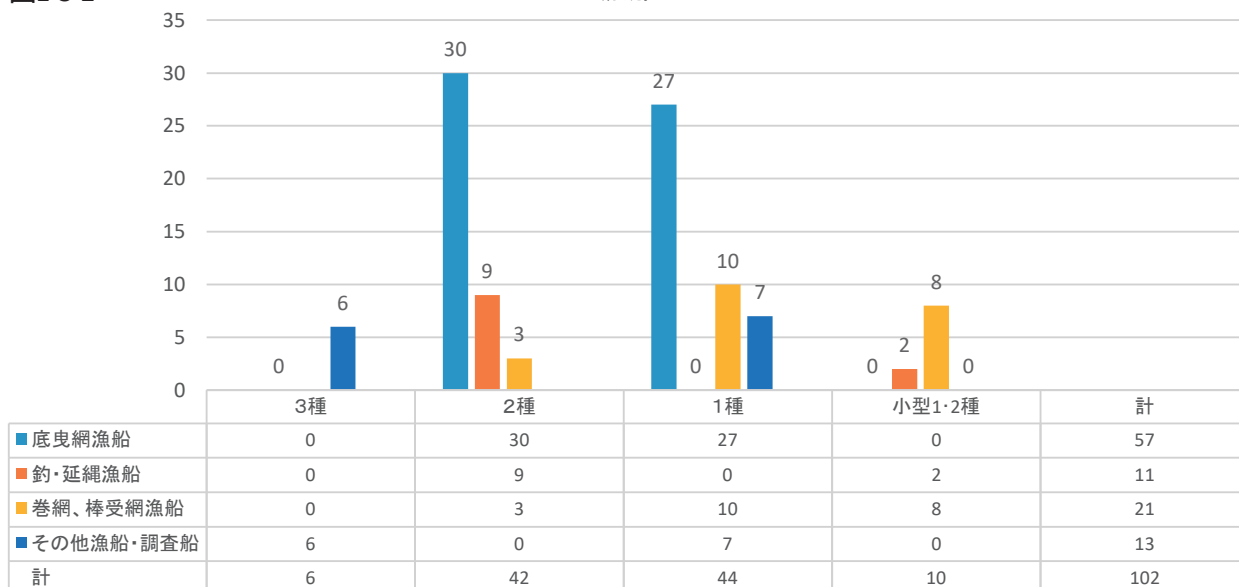


図1-3-3

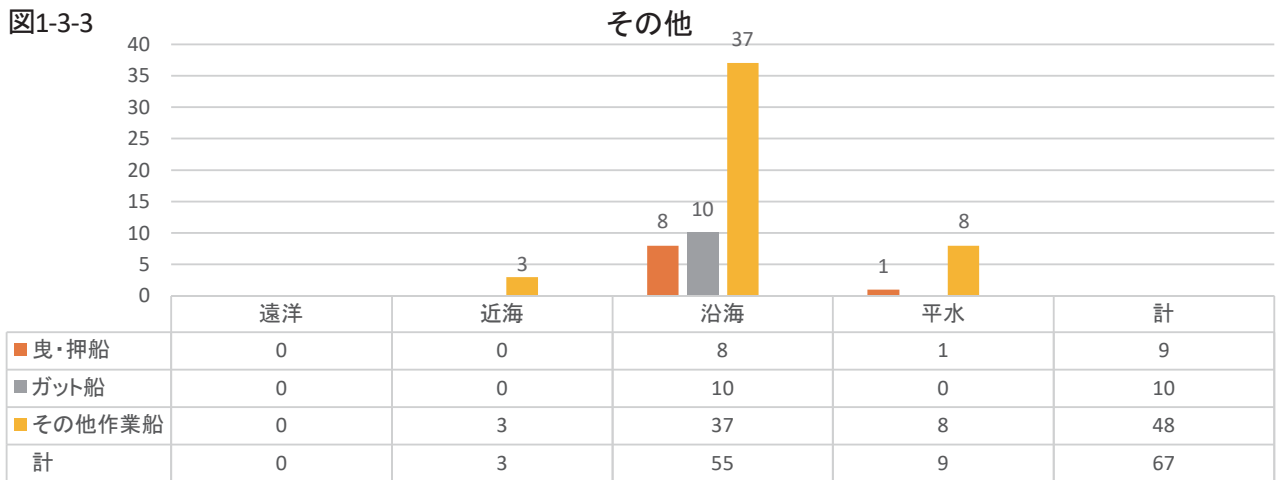


図1-3-4

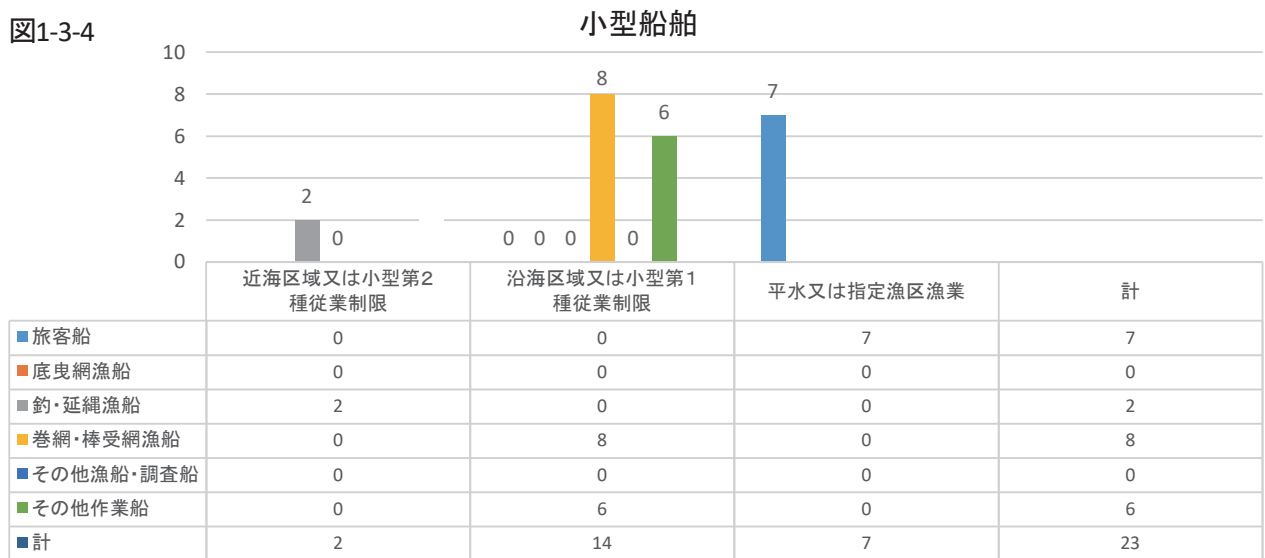
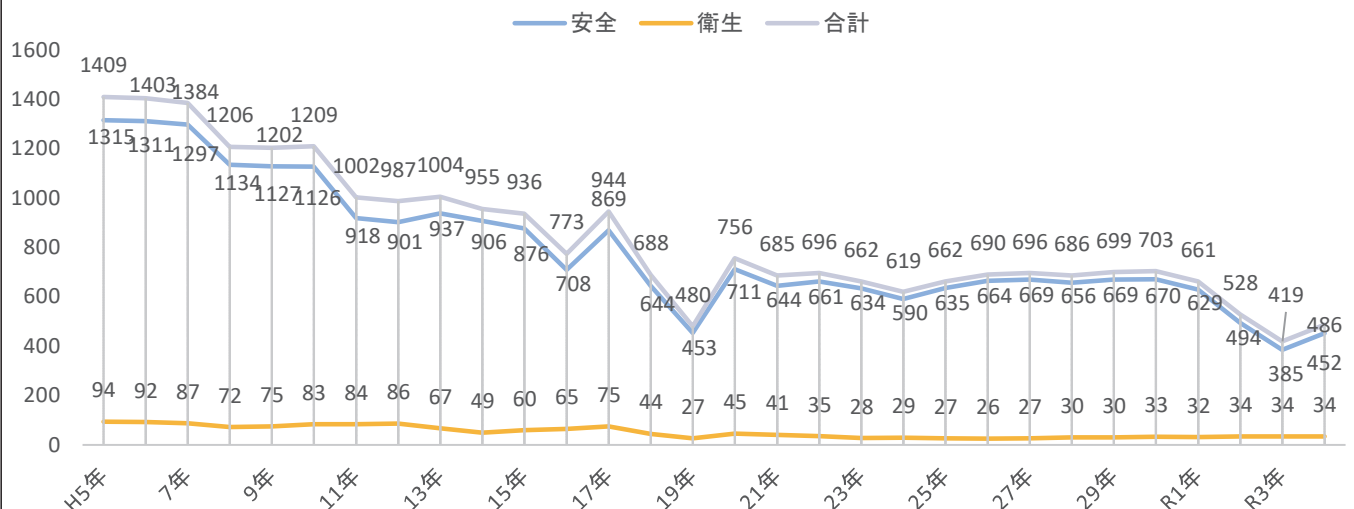


図1-4は年度別安全・衛生技術指導隻数の推移である。平成21年頃まで減少傾向にあり、その後はほぼ横ばいで、およそ600隻後半で推移している。平成21年度以降の衛生技術指導の平均隻数は31.4隻で、安全技術指導の約1/20である。これは、衛生技術指導員数が安全技術指導員数に比べて少ないことが主な要因である。

令和2年度～令和4年度は、感染症拡大の影響で、訪船指導を控えるなどで、それまでより減少した。

図1-4

安全・衛生技術指導件数の推移



Ⅱ 指導員による評価（資料編第2表～第6表参照）

訪船指導では、指導員が訪船技術指導報告書（安全・衛生別チェックリスト）に従い船内の設備・器具及び労働・生活環境を巡検したのち、当該船舶の安全・衛生担当者から安全・衛生についての意見、問題点等を聴き取り、チェックリストの項目ごとに次の3段階で評価した後、それぞれの評価に該当する項目数を明記して総合評価とし、その場で各船に示している。

A：良好 B：十分とはいえない C：不良

1. 総合評価について（安全技術指導）

(1)一般船舶・漁船・その他・小型船舶別の評価結果

安全技術指導は、24項目（小型船舶25項目）をチェックし、それぞれ評価している。

（注）各船での評価に、未評価項目が存在した。

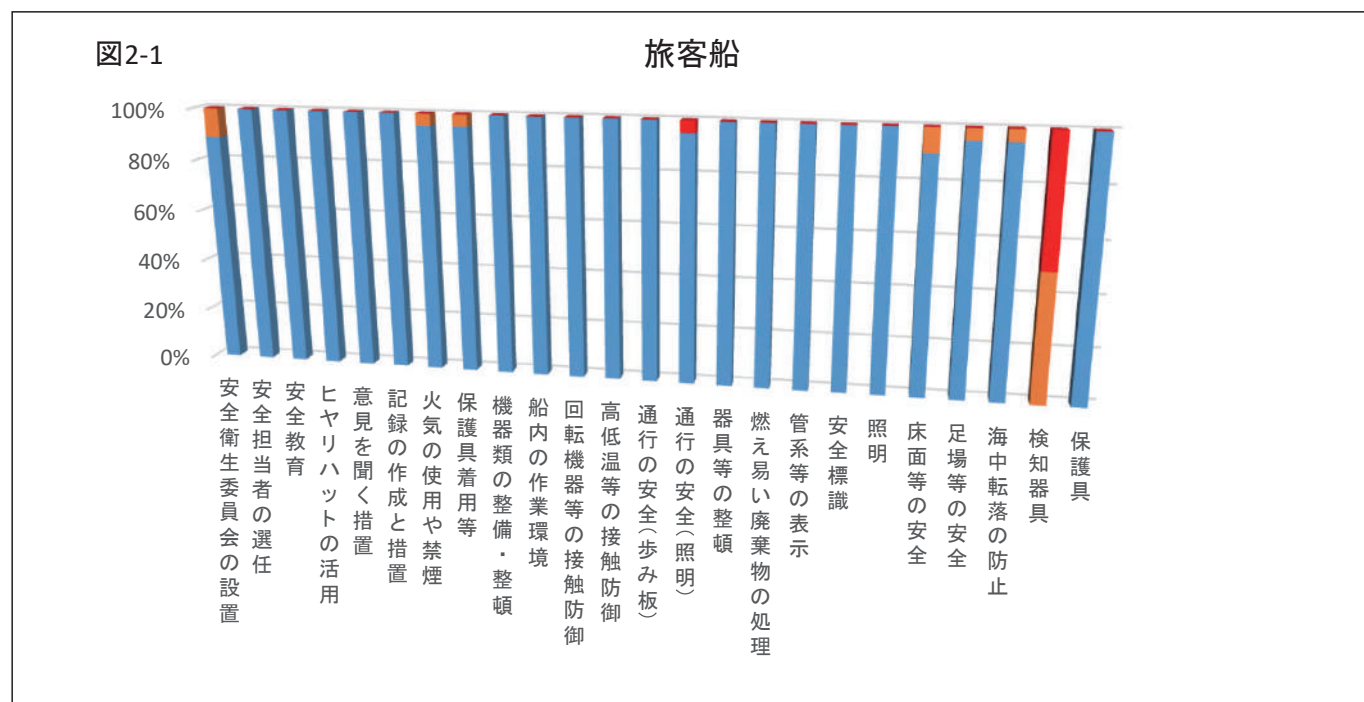
	隻数	A個数・割合	B個数・割合	C個数・割合
一般船舶	277	6379	78	22
		98.5%	1.2%	0.3%
漁船	102	2095	177	55
		90.0%	7.6%	2.4%
その他	67	689	5	20
		96.5%	0.7%	2.8%
小型船舶	23	446	75	21
		82.3%	13.8%	3.9%

なお、衛生技術指導については、6.衛生技術指導の評価（P22）で後述する。

※小型船舶は、一般船舶、漁船、その他に組み込んで合算

(2)評価項目ごとの船種別、評価（A・B・C）割合

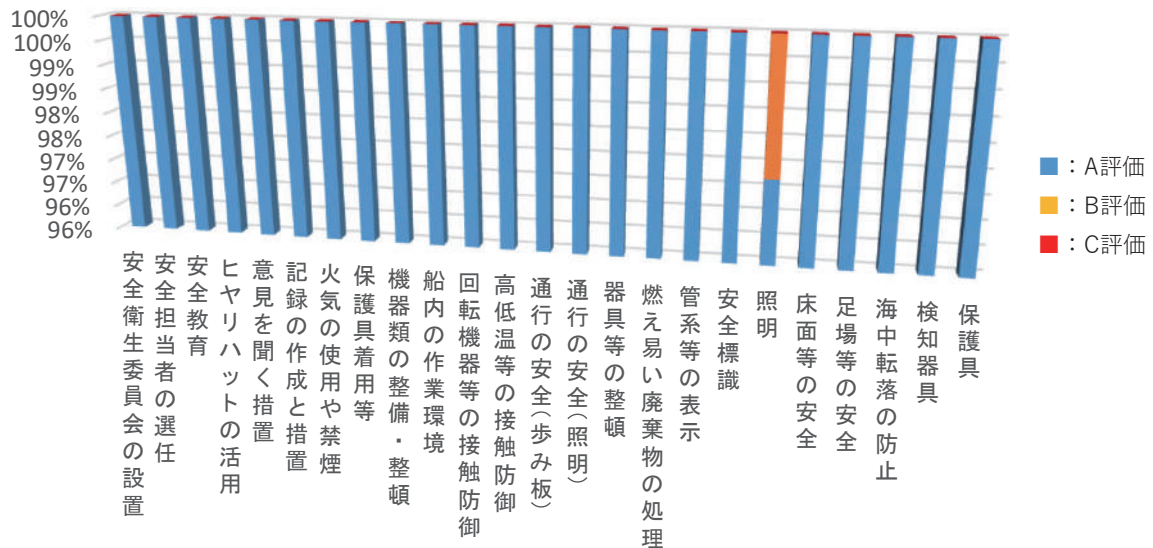
（資料編 表2-1～13、表3 参照）



	隻数	A個数・割合	B個数・割合	C個数・割合
旅客船	22	484	8	2
		98.0%	1.6%	0.4%

図2-2

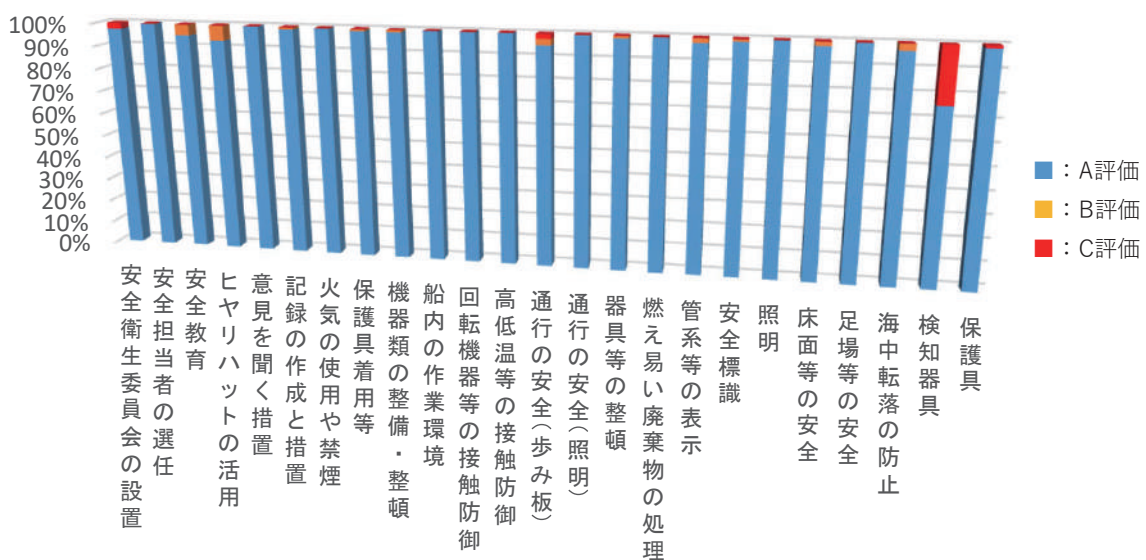
フェリー



	隻数	A個数・割合	B個数・割合	C個数・割合
フェリー	36	838	1	0
		97.0%	0.1%	0.0%

図2-3

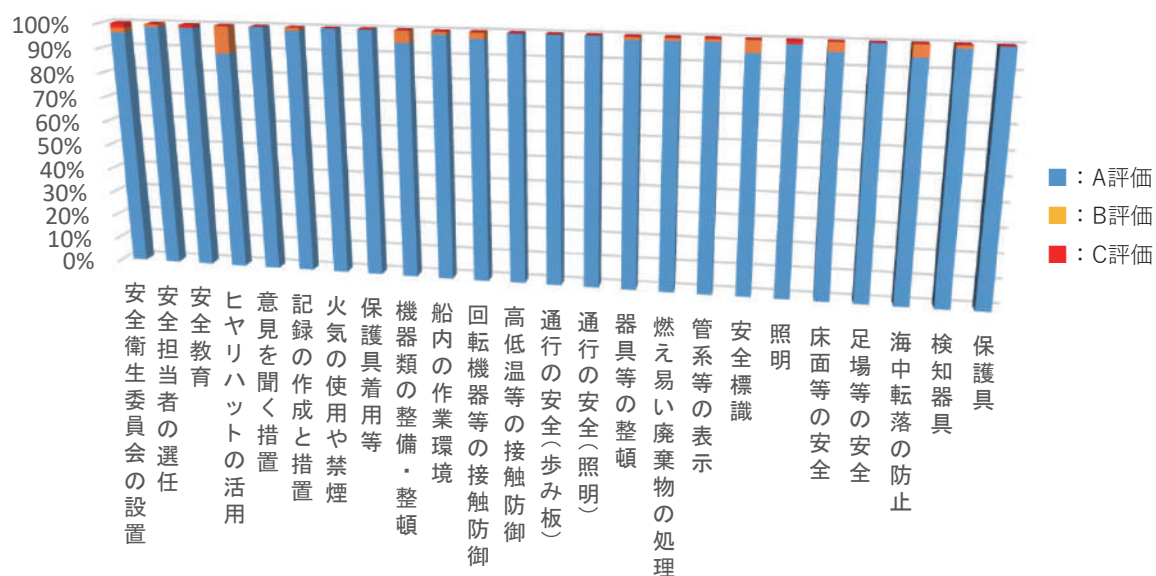
貨物船



	隻数	A個数・割合	B個数・割合	C個数・割合
貨物船	106	2421	27	17
		98.2%	1.1%	0.7%

図2-4

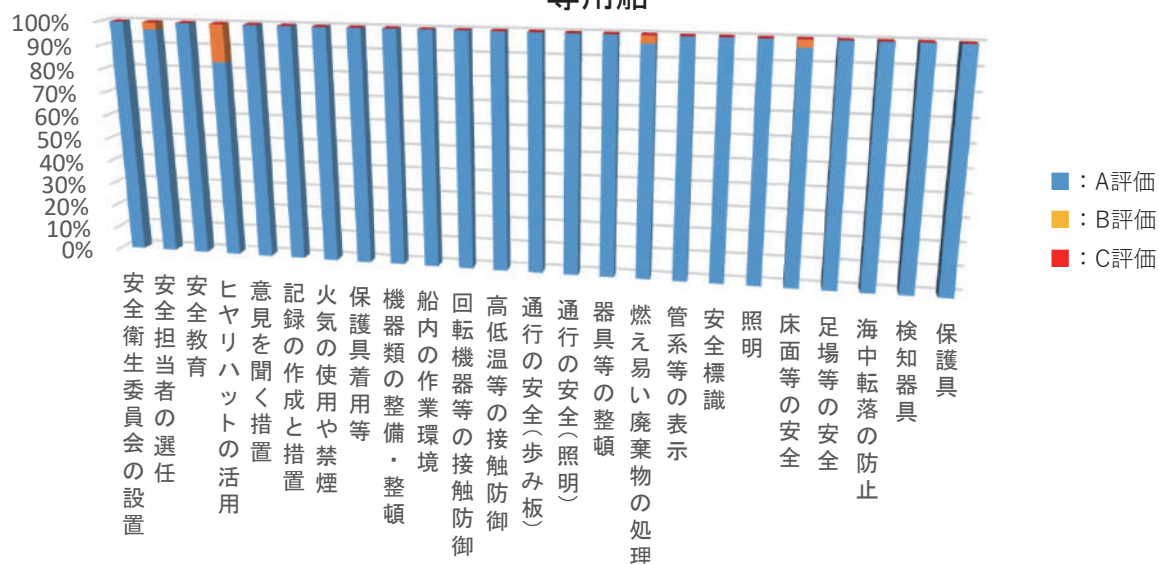
タンカー



	隻数	A個数・割合	B個数・割合	C個数・割合
タンカー	82	1902	34	3
		98.1%	1.8%	0.2%

図2-5

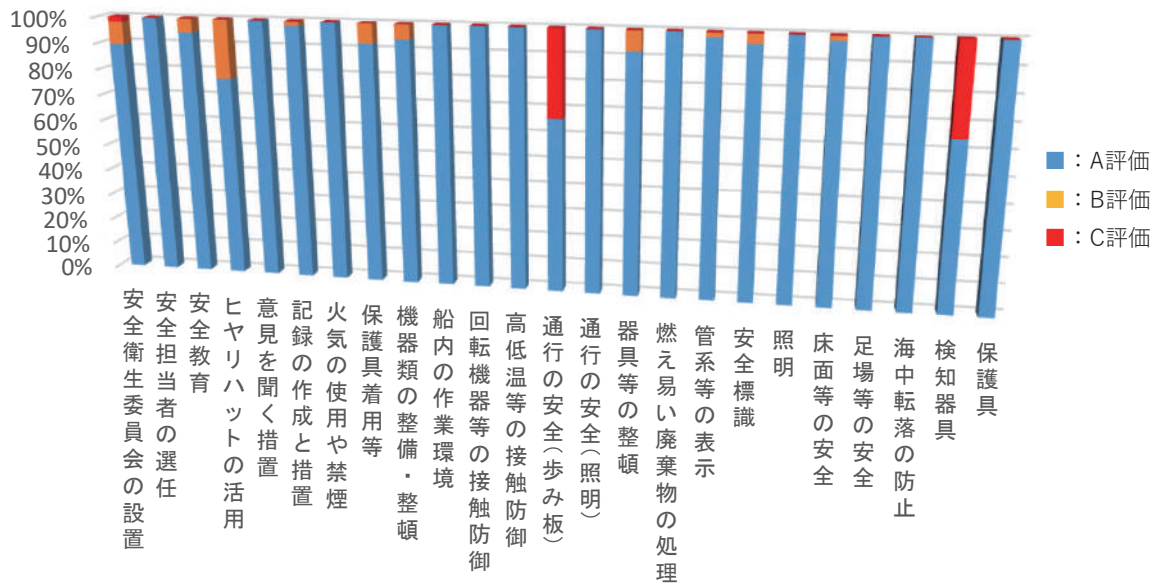
専用船



	隻数	A個数・割合	B個数・割合	C個数・割合
専用船	31	734	8	0
		98.9%	1.1%	0.0%

図2-6

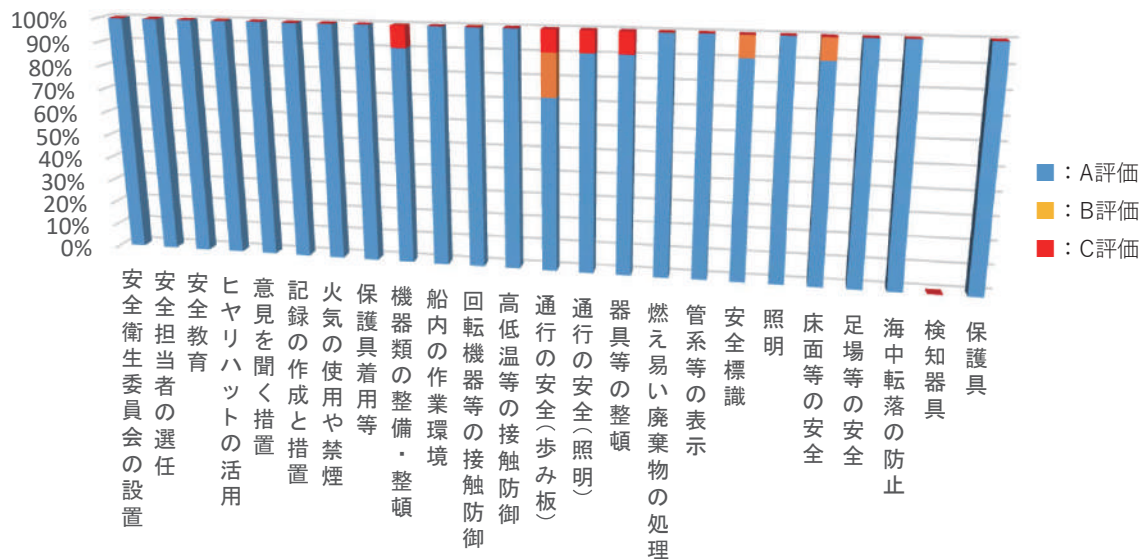
底曳網漁船



	隻数	A個数・割合	B個数・割合	C個数・割合
底曳網漁船	57	1206	36	28
		95.0%	2.8%	2.2%

図2-7

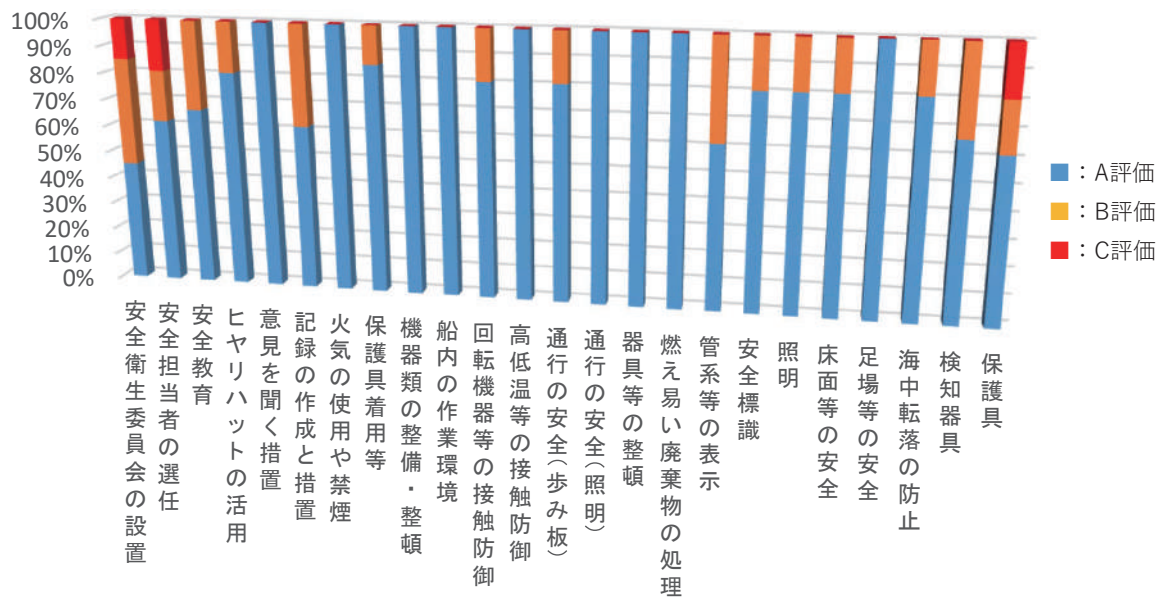
釣り・延縄漁船



	隻数	A個数・割合	B個数・割合	C個数・割合
釣り・延縄漁船	11	245	4	4
		96.8%	1.6%	1.6%

図2-8

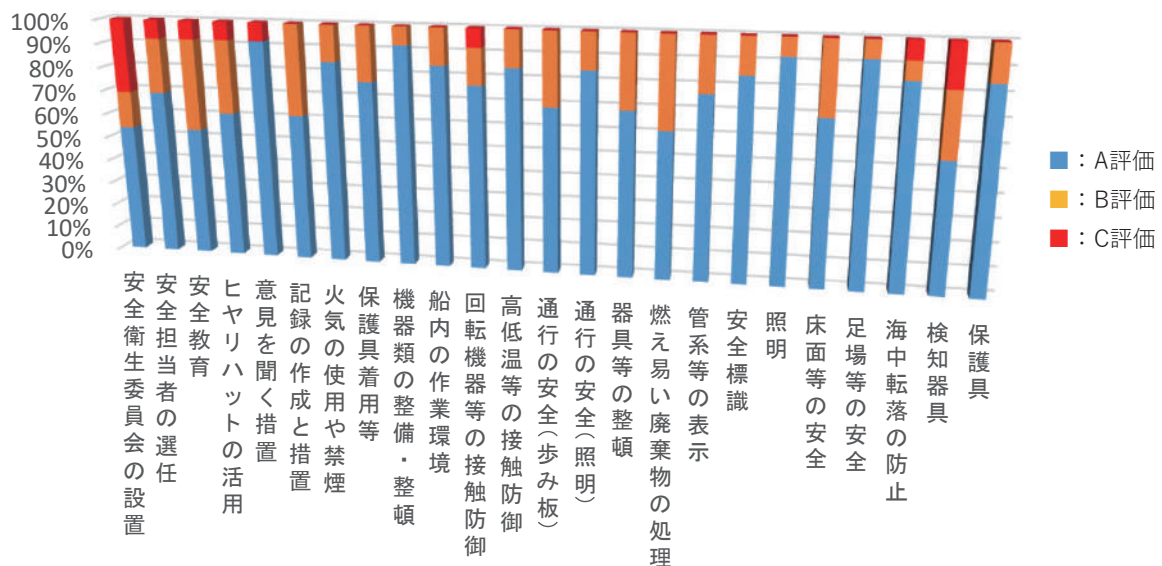
巻網・棒受網漁船



	隻数	A個数・割合	B個数・割合	C個数・割合
巻網・棒受網漁船	21	409	74	11
		82.8%	15.0%	2.2%

図2-9

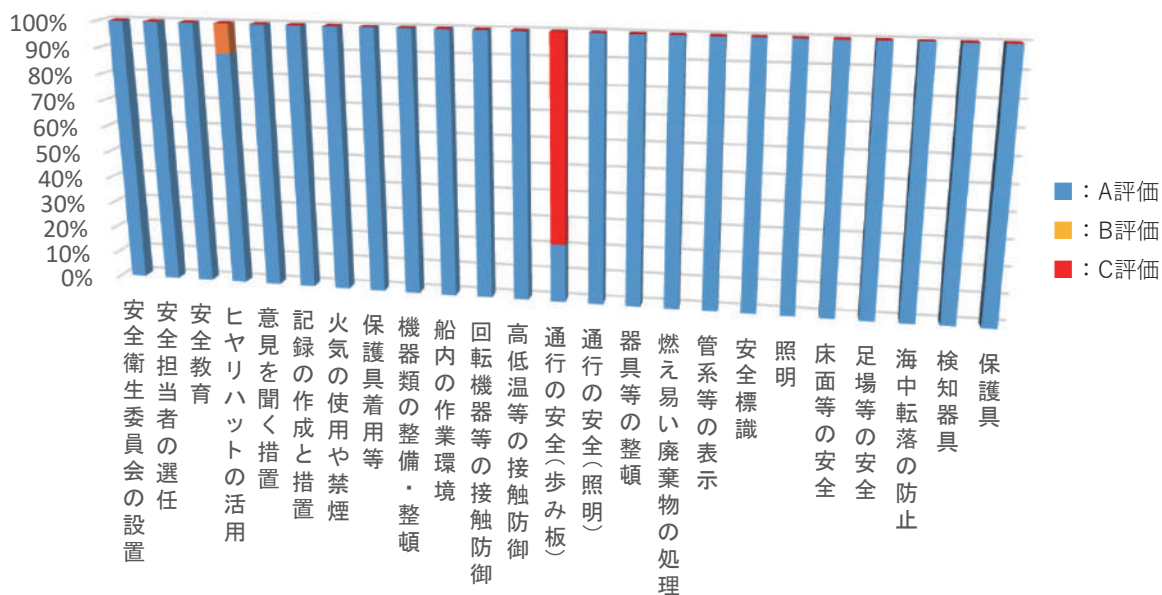
その他漁船・調査船



	隻数	A個数・割合	B個数・割合	C個数・割合
その他漁船・調査船	13	235	63	12
		75.8%	20.3%	3.9%

図2-10

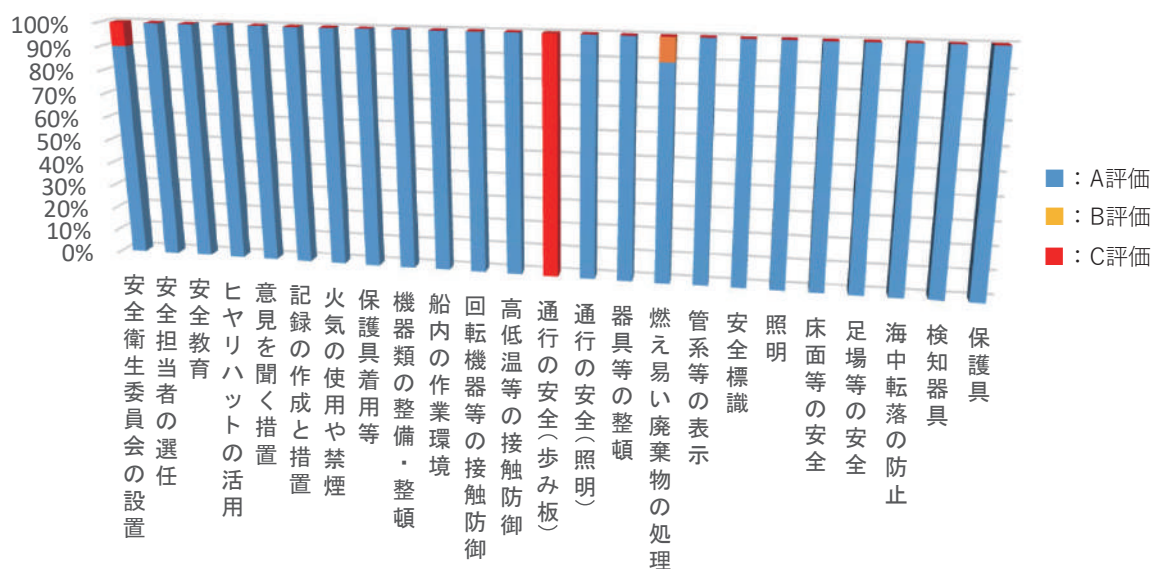
曳・押船



	隻数	A個数・割合	B個数・割合	C個数・割合
曳・押船	9	200	1	7
		96.2%	0.5%	3.4%

図2-11

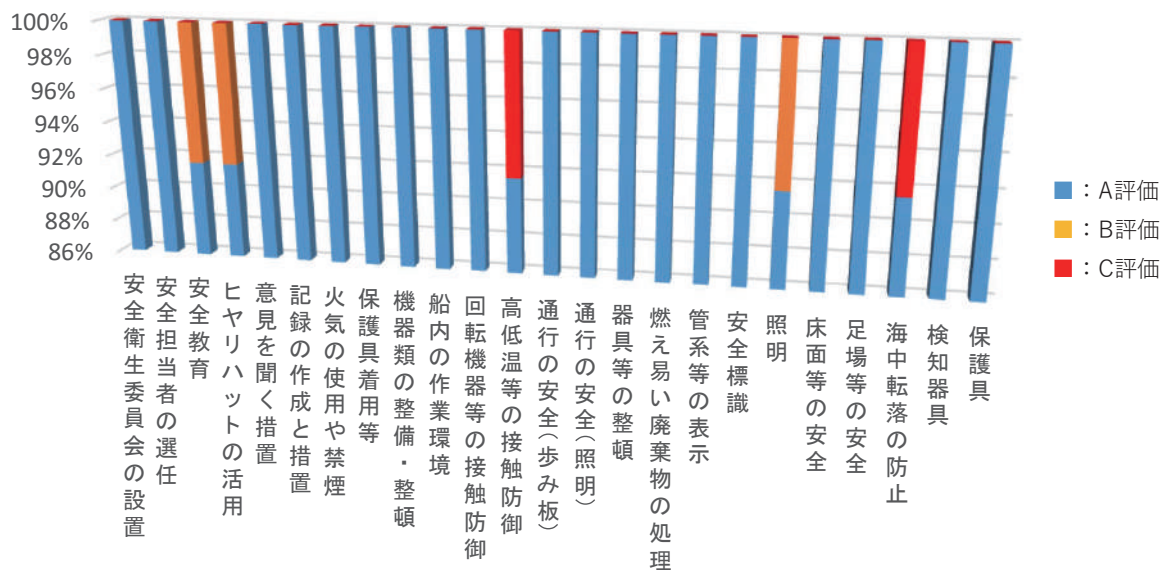
ガット船



	隻数	A個数・割合	B個数・割合	C個数・割合
ガット船	10	218	1	11
		94.8%	0.4%	4.8%

図2-12

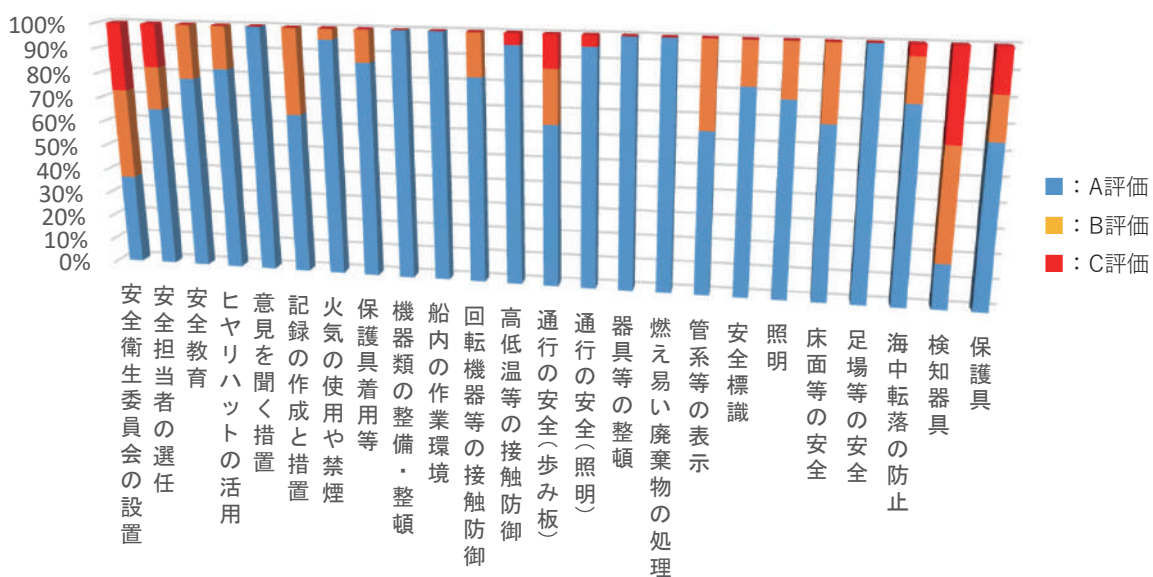
その他作業船



	隻数	A個数・割合	B個数・割合	C個数・割合
その他作業船	48	271	3	2
		98.2%	1.0%	0.8%

図2-13

小型船舶(全船種)



	隻数	A個数・割合	B個数・割合	C個数・割合
小型船舶	23	446	75	21
		82.3%	13.8%	3.9%

2.不良率について（令和4年度・船種別）（資料編 表2-1～13、表3 参照）

本書において、不良の度合いを表すものとして、「不良率（％）」を算出した。

$$\text{不良率(％)} = (\text{Bの個数} + 2 \times \text{Cの個数}) / (\text{Aの個数} + \text{Bの個数} + \text{Cの個数}) \times 100$$

図3に、船種別に各評価項目の不良率及びその合算値を示す。不良率が高い船種ほど棒グラフで表した合算値が相対的に高くなる。

同図中、評価項目の一部は不良率が100％を超えている。これは、不良率の算出法によるもので、C評価の個数が多いことを示しており、最大値は200％となる。

同図から次のことが分かる。

(1)一般船舶

旅客船の不良率が高く、貨物船が次いでいる。一方、フェリーの不良率が最も低い。

①旅客船：

旅客船の不良率が20％を超えた項目は、「検知器具」（150％）のみであった。

②フェリー：

フェリーの不良率が20％を超えた項目は、なかった。

③貨物船：

貨物船の不良率が20％を超えた項目は、「検知器具」（48％）のみであった。

④タンカー：

タンカーは、不良率が20％を超えた項目がなかった。不良率が最も高い項目は「ヒヤリハットの活用」であるが、11％に止まった。

⑤専用船：

専用船は、不良率が20％を超えた項目はなかった。不良率が最も高い項目は「ヒヤリハットの活用」であるが、16％に止まった。

(2)漁船

釣・延縄漁船を除いた全ての漁船種で、一般船舶に比べて不良率が高い。

その他漁船・調査船の不良率は、全船種中突出して高い不良率を示している。

漁船は一般船舶に比べ概ね船型は小型で、狭い甲板上での漁ろう作業等、危険を伴う船外作業のため、災害発生率が高くなっている。訪船活動においては、漁船の特性を踏まえた適切な指導・助言が必要と考えられる。

①底曳網漁船：

底曳網漁船の不良率が20％を超えた項目は、高い順に「検知器具」（69％）、「通行路の安全（歩み板）」（66％）、「ヒヤリハットの活用」（22％）であった。

②釣・延縄漁船

釣・延縄漁船の不良率が20％を超えた項目は、「通行の安全（歩み板）」（34％）のみである。

③巻網・棒受網漁船

巻網・棒受網漁船は、全船種のうち、3番目に高い不良率を示す。不良率が20％を超えた項目は、高い順に「船内安全衛生委員会設置」（70％）、「安全担当者の選任」（57％）、「保護具」（57％）、「記録の作成と措置」（38％）、「管系統の表示」（38％）、「安全教育」（33％）、「検知器具」（33％）、であった。

④その他漁船・調査船

その他漁船・調査船は、全船種のうち、最も高い不良率を示す。検査対象の24項目のうち、14項目の不良率が20％を上回り、うち2項目は100％を超えた。

不良率の高い順に「船内安全衛生委員会設置」（76％）、「検知器具」（63％）、「安全教育」（53％）、「ヒヤリハットの活用」（46％）、「安全担当者の選任」（38％）、「記録の作成と措置」（38％）、「燃えやすい廃棄物の処理」（38％）、「回転機器等の接触防御」（30％）、「通行路の安全（歩み板）」（30％）、「器具等の整頓」（30％）、「床面等の安全」（30％）、「保護具着用等」（23％）、「管系統の表示」（23％）、「海中転落の防止」（23％）であった。

(3)その他

ガット船の不良率が高く、曳・押船が次いでいる。

①ガット船

ガット船の不良率が20%を超えた項目は、「通行路の安全（歩み板）」（200%）であった。

②曳・押船

曳・押船の不良率が20%を超えた項目は、「通行路の安全（歩み板）」（155%）であった。

③その他作業船

その他作業船の不良率が20%を超えた項目はなかった。不良率が最も高い項目は「高低温からの接触防御」（16%）、「海中転落の防止」（16%）であった。

(4)20t未満の小型船舶

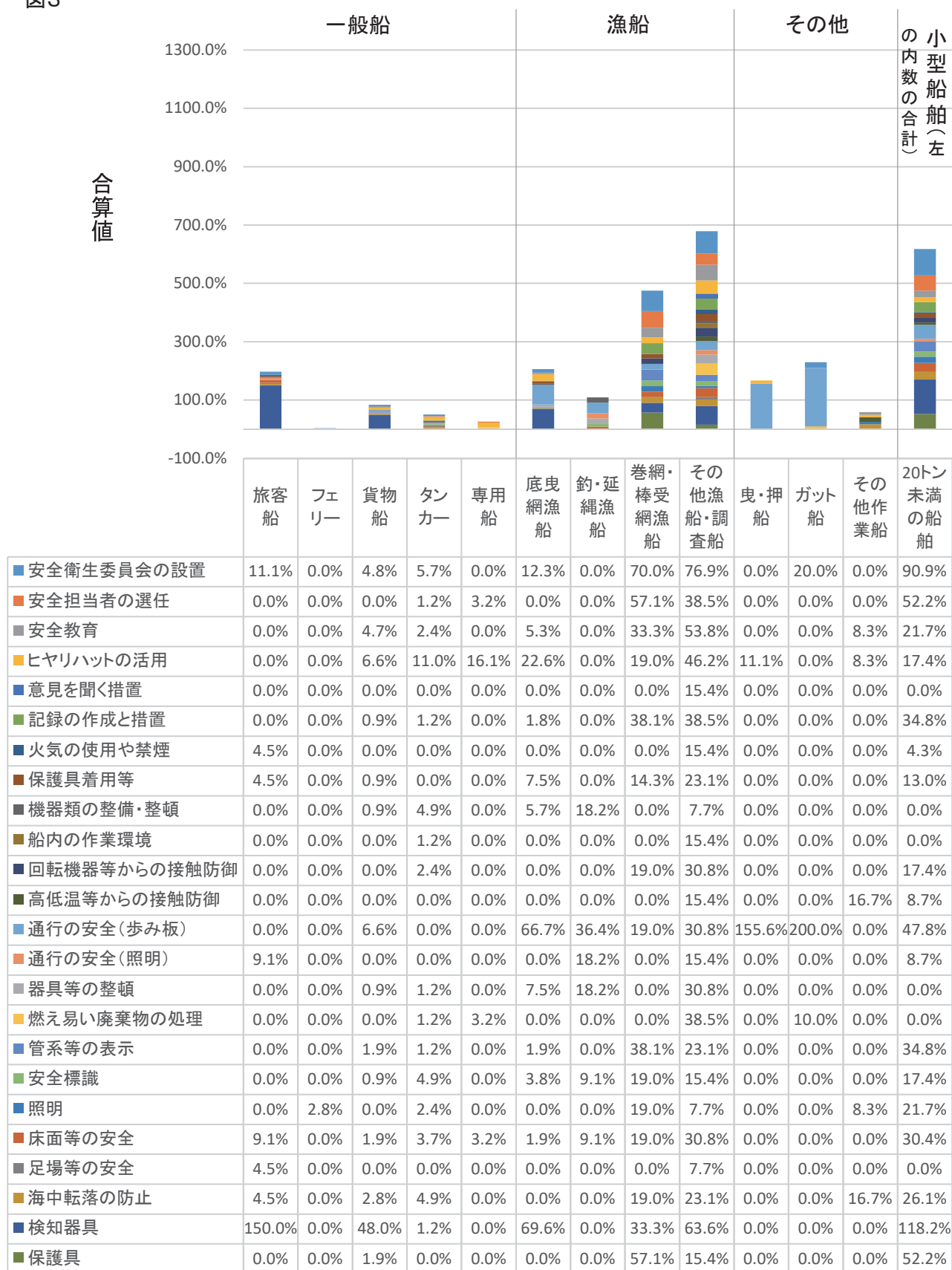
小型船舶は、一般船舶、漁船、その他にも組み込んで合算している。

旅客船の約32%、釣・延縄漁船の約18%、旋網・棒受網漁船の約38%、その他作業船の約13%が小型船舶である。

小型船舶（全船種）のみの不良率の合算値は、全船種のうち、2番目に高い。不良率が20%を超える項目は、高い順に「検知器具」（118%）、「安全衛生委員会の設置」（90%）、「安全担当者の選任」（52%）、「保護具」（52%）、「通行路の安全（歩み板）」（47%）、「記録の作成と措置」（34%）、「管系統の表示」（34%）、「床面等の安全」（30%）、「海中転落の防止」（26%）、「安全教育」（21%）、「照明」（21%）、であった。

令和4年度 船種別安全技術指導評価
(不良率(下段表) 及びその合算(上段グラフ))

図3



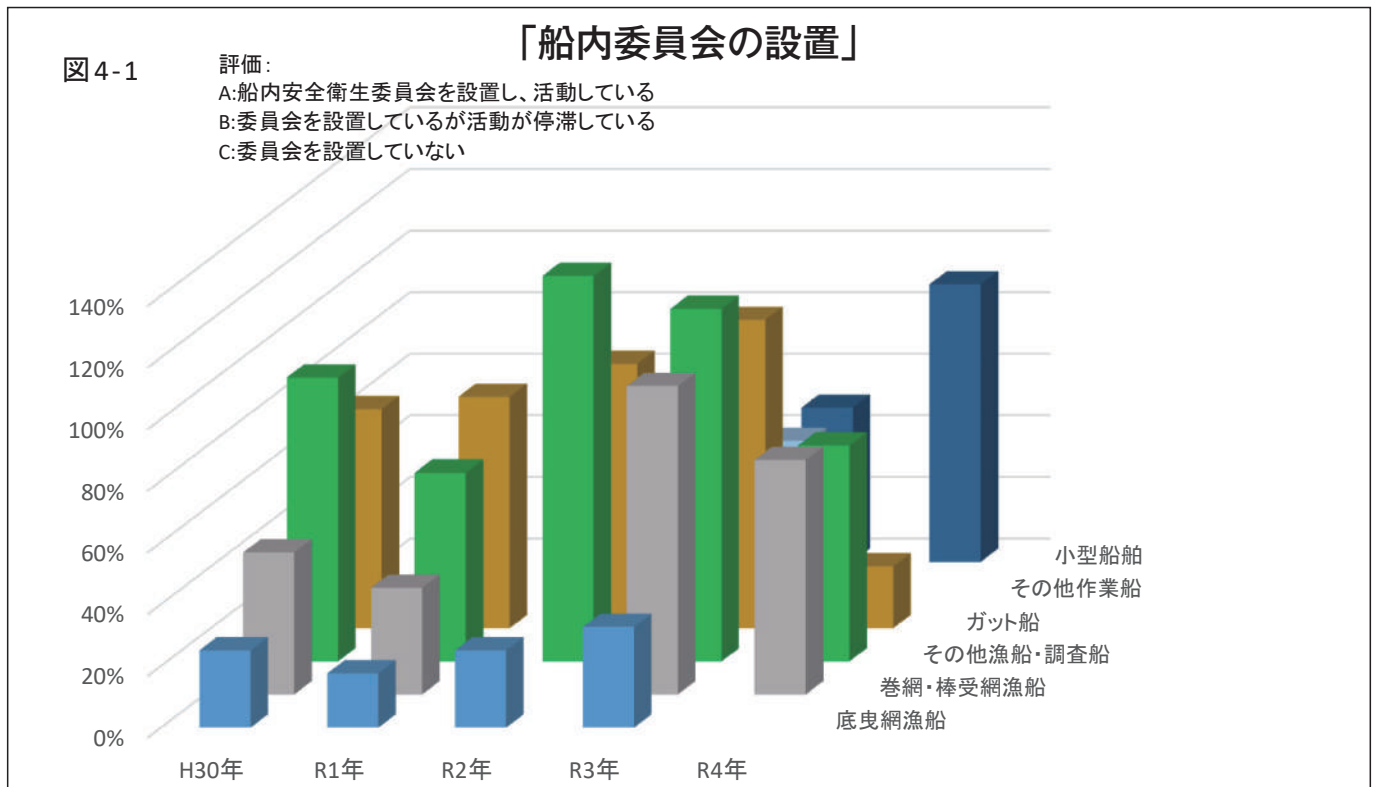
評価項目(24項目)ごとの全船種の不良率総和を高い順に5項目揚げると、「通行路の安全(歩み板)」(562%)、「検知器具」(483%)、「船内安全衛生委員会設置」(291%)、「ヒヤリハットの活用」(158%)、「安全担当者の選任」(152%)であった。

(見解) 訪船指導の際には、これら5項目について、特段の指導を実施することが望まれる。

3. 不良率の年度別・船種別推移（資料編第3表参照）

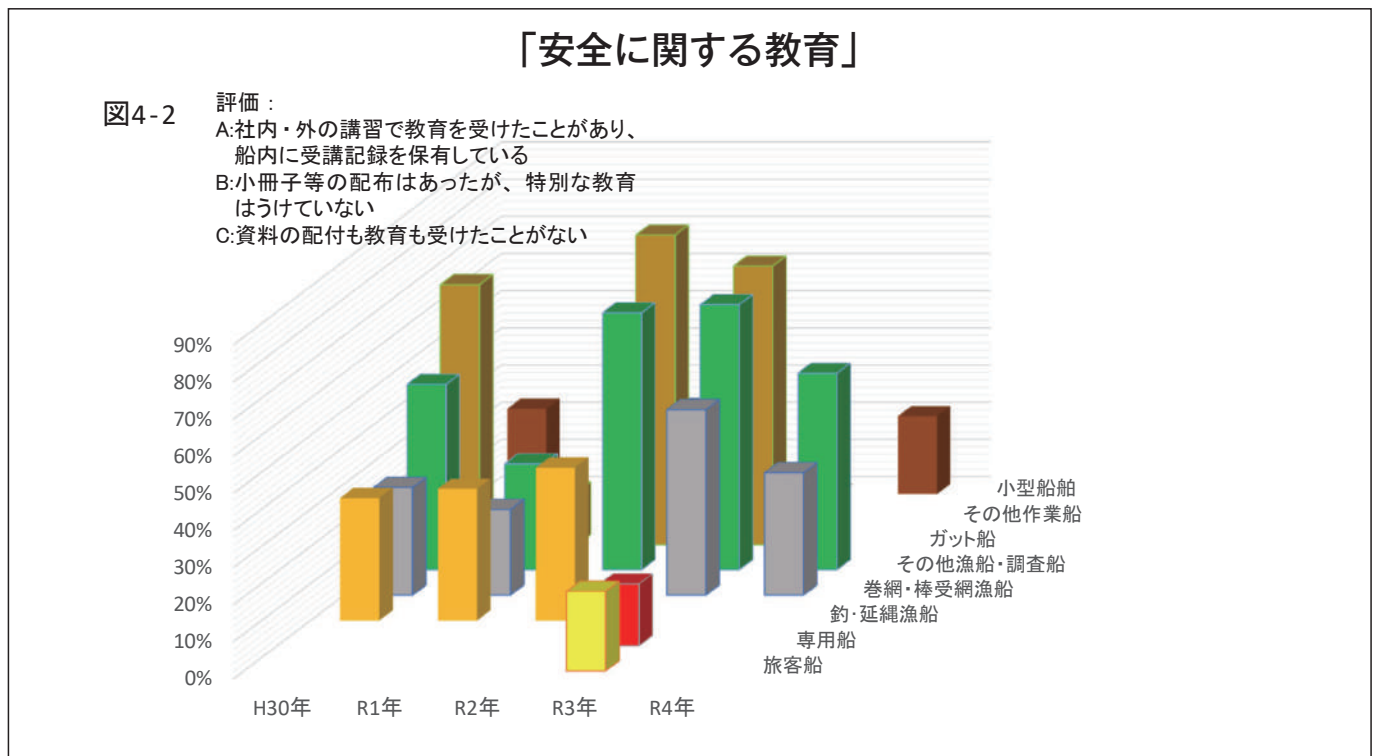
(1)不良率20パーセント以上（年度別・船種別）

横軸に年度、縦軸に不良率（%）、奥行き軸に船種を示す。（図4-1～図4-5）



令和4年度の「船内安全衛生委員会の設置」では4船種が不良率20%を上回った。

不良率が高い順に、小型船舶90%、その他漁船・調査船76%、巻網・棒受網漁船70%、ガット船20%であった。



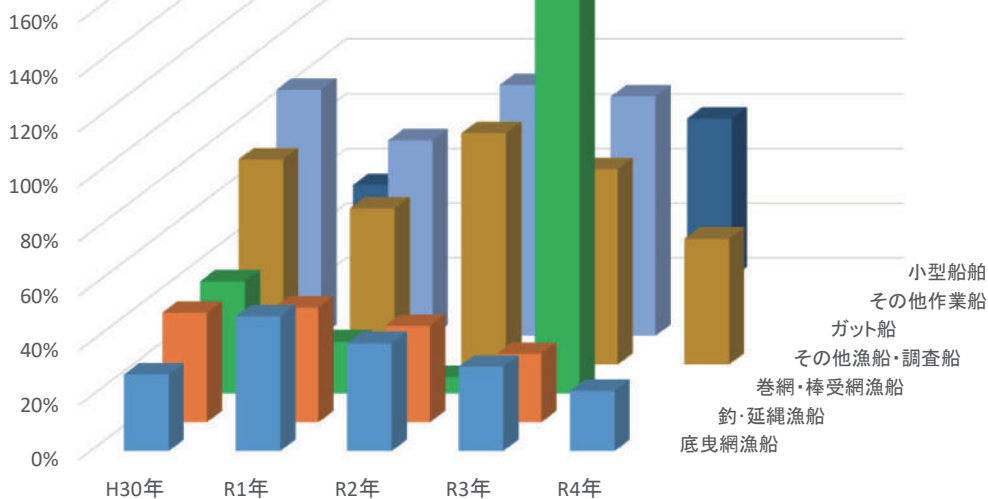
令和4年度の「安全に関する教育」では、3船種が不良率20%を上回った。

不良率が高い順に、その他漁船・調査船53%、巻網・棒受漁船33%、小型船舶21%であった。

図4-3

「ヒヤリハットの活用」

評価：
A:定期的に行っている
B:何かあったとき行っている
C:やったことがない



令和4年度の「ヒヤリハットの活用」では、2船種が不良率20%を上回った。なかでも、巻網・棒受網漁船は、令和3年度は急騰したが、本年度は20%未満であった。

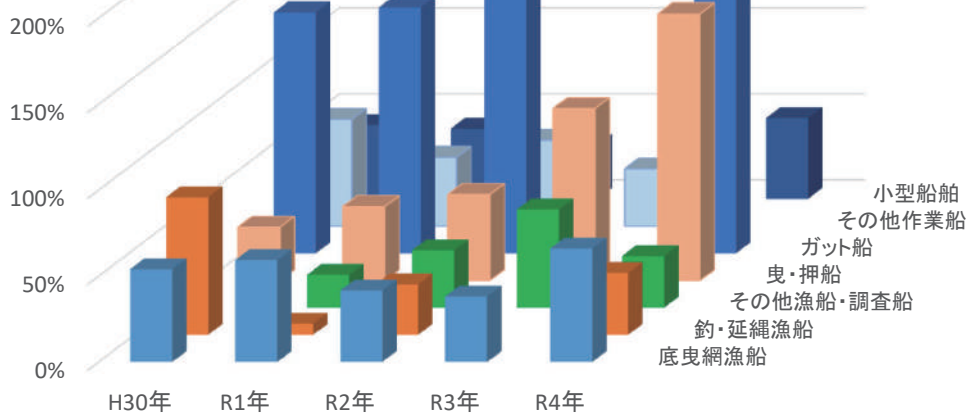
不良率が高い順に、その他漁船・調査船46%、底曳網漁船22%であった。

(見解)「ヒヤリハットの活用」は、発生したリスクを船側と船舶所有者で情報共有し、顕在化したりリスクの対策を講ずることで、重大な事故になりうる要因を除去するための有効な手段であり、積極的な活用を推奨する。

図4-4

「通行路の安全（歩み板等）」

評価：
A:舷梯又は規定通りの歩み板を必ず用いる
B:歩み板は必要な措置が不十分である
C:舷梯又は歩み板を用いていない



令和4年の「通行路の安全（歩み板等）」では6船種が不良率20%を上回った。

不良率が高い順に、ガット船200%、曳・押船66%、その他漁船・調査船47%、釣・延縄漁船36%、その他漁船・調査船30%であった。

(見解) この項目は、海中転落等の人命にかかわる災害に直結しており、速やかな改善が求められる。

図4-5

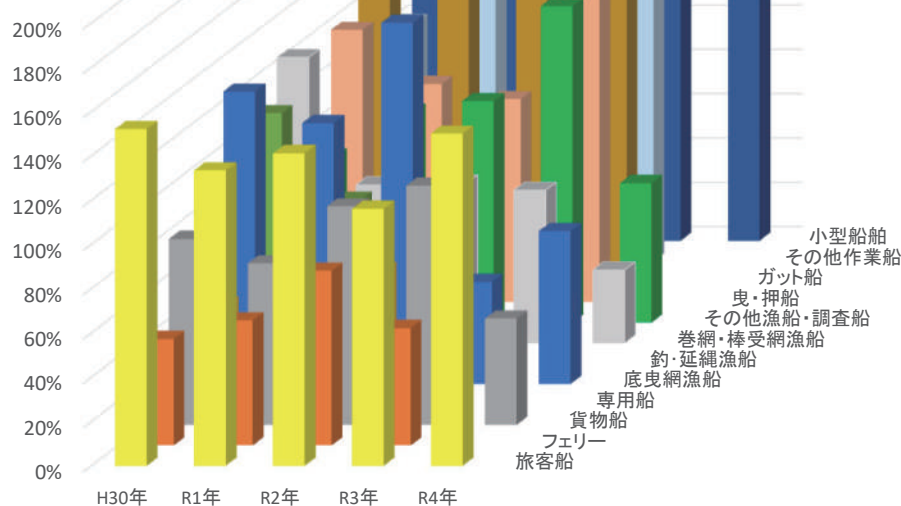
「検知器具の使用」

評価：

A:密閉区画並びに酸欠や人体に有害な気体を生じる積荷、船用品を積載した貨物艙等の区画に入るとき必ず使用している

B:使用しない場合がある

C:使用しない又は測定器具を所持していない



令和4年度の「検知器具の使用」では、6船種が不良率が20%を上回った。

不良率が高い順に、旅客船150%、小型船舶118%、底曳網漁船69%、その他漁船・調査船63%、貨物船48%、巻網・棒受網漁船33%、であった。

（見解）多くの船舶所有者は、船員労働安全衛生規則第44条（検知器具）に該当する作業はない、または行わせないとして、検知器具類を備えていない。

指導対象船舶の責任者へは、以下を丁寧に説明して、理解させた上で、測定器具の保有を推奨することが必要である。

①酸素濃度測定器具：

船舶には、外気から遮断され、常時通風されていない貨物倉、タンク、ポンプ室、錨鎖庫、冷凍庫、二重底などの閉鎖区画、およびそれに通じている換気されていない倉庫や通路などの区域がある。

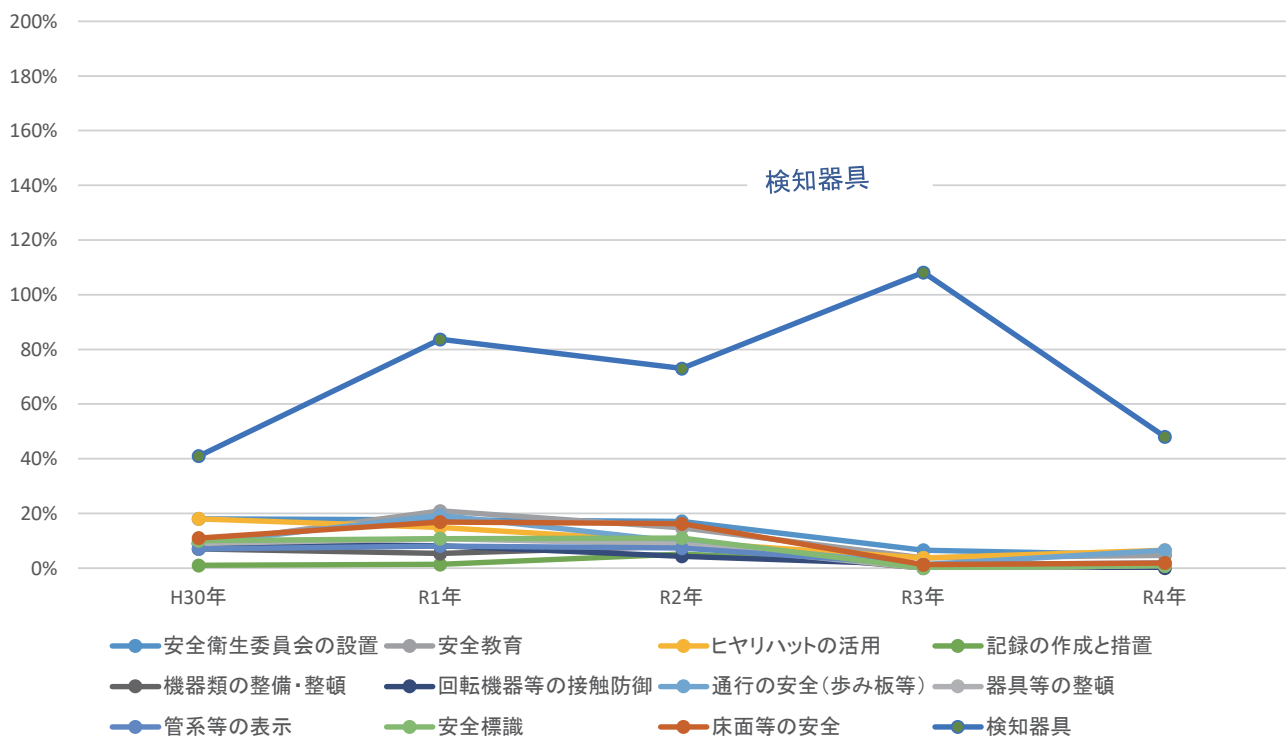
事故や故障などにより緊急にこれらの場所に入って作業を行う必要が生じる場合があるが、このような場所での作業は酸欠事故を起こすおそれがあり、酸欠事故による死亡率は大変高い。

②有害物質（気体）測定器具：

航海中の船舶では、動揺や振動により、保管している塗料缶や有機溶剤缶等の落下破損、溶接ボンベの転倒、冷媒管の亀裂・破断などが陸上施設に比して発生しやすく、これらの保管庫で有害ガス漏出により酸欠状態になるおそれがある。

図5-1

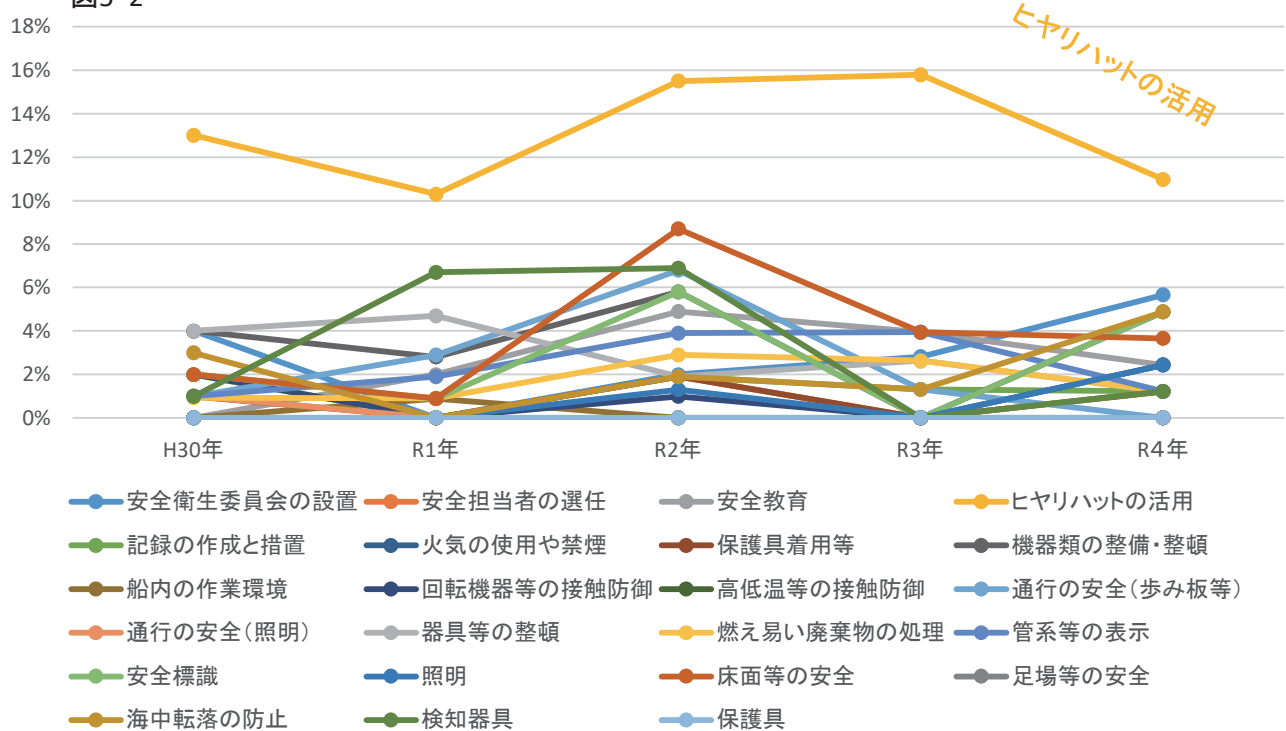
貨物船



貨物船は、「検知器具」項目で昨年は108%であったところ、令和4年度は48%となった。

図5-2

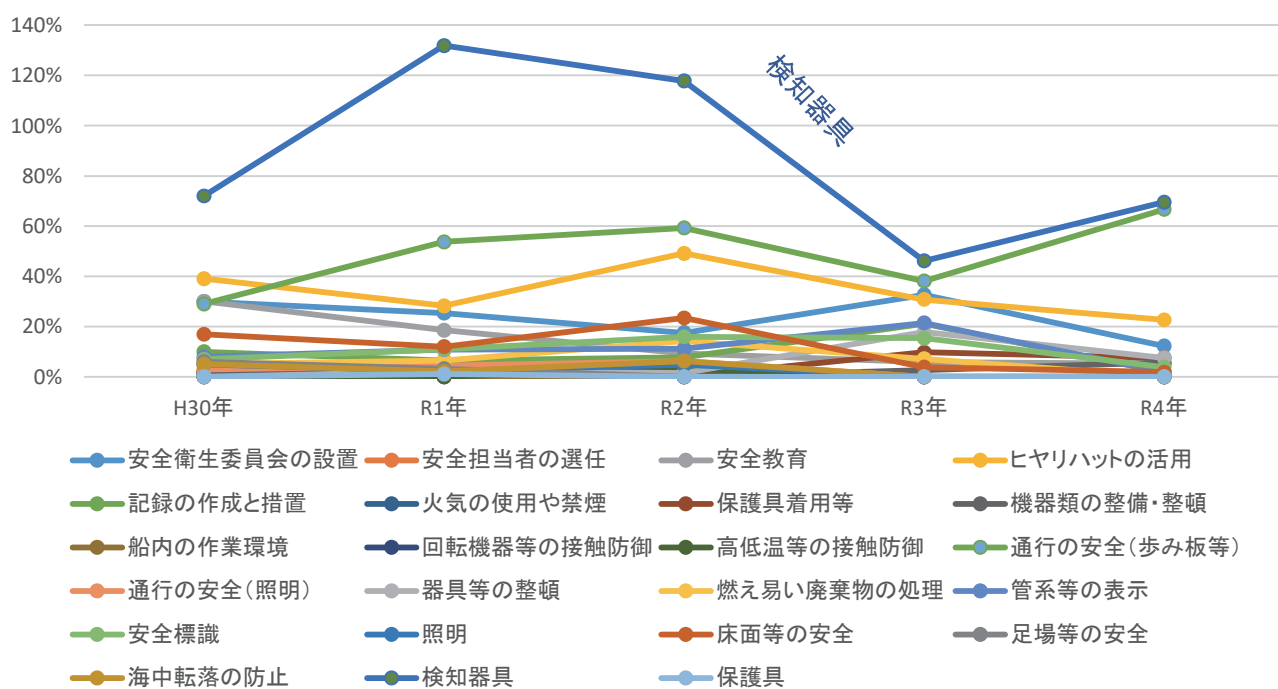
タンカー



タンカーは、「ヒヤリハットの活用」項目で、昨年度は不良率が16%に達したが、令和4年度は11%に減少し、その他の項目でも不良率は比較的低く、良好である。

図5-3

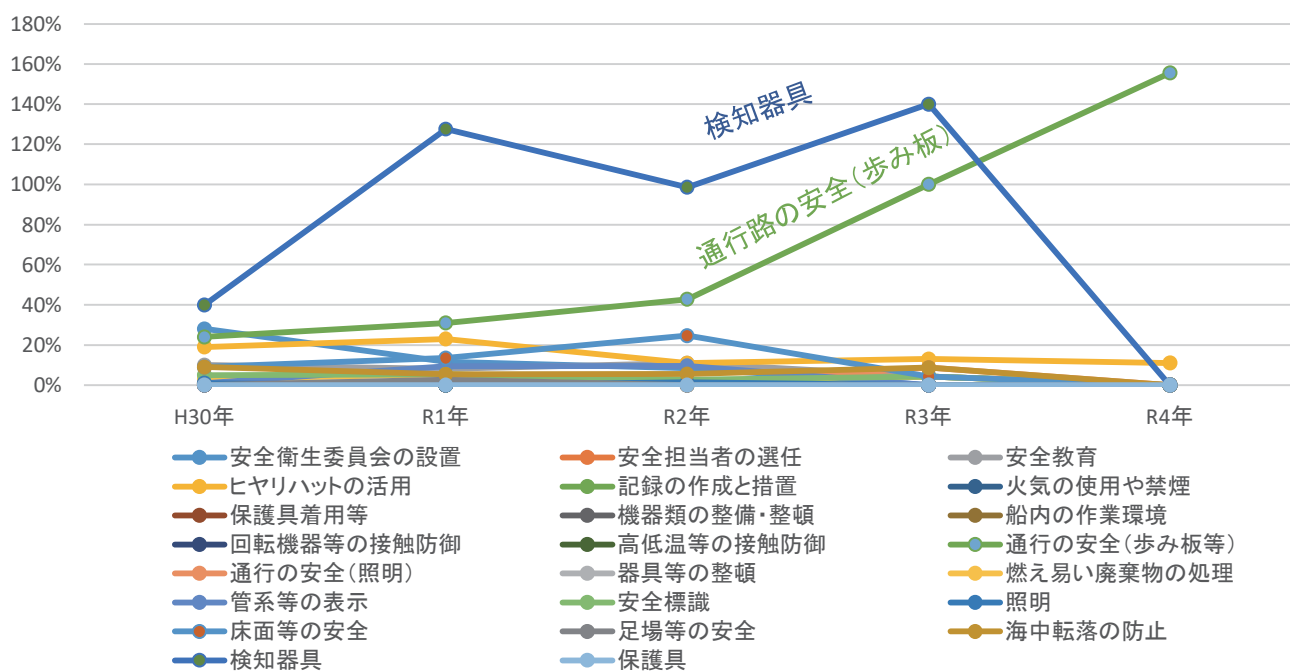
底曳網漁船



底曳網漁船は、「検知器具」項目の不良率が昨年は大幅改善したが、令和4年度は70%に増加した。その他、「通行路の安全（歩み板等）」が67%と高い不良率を示した。

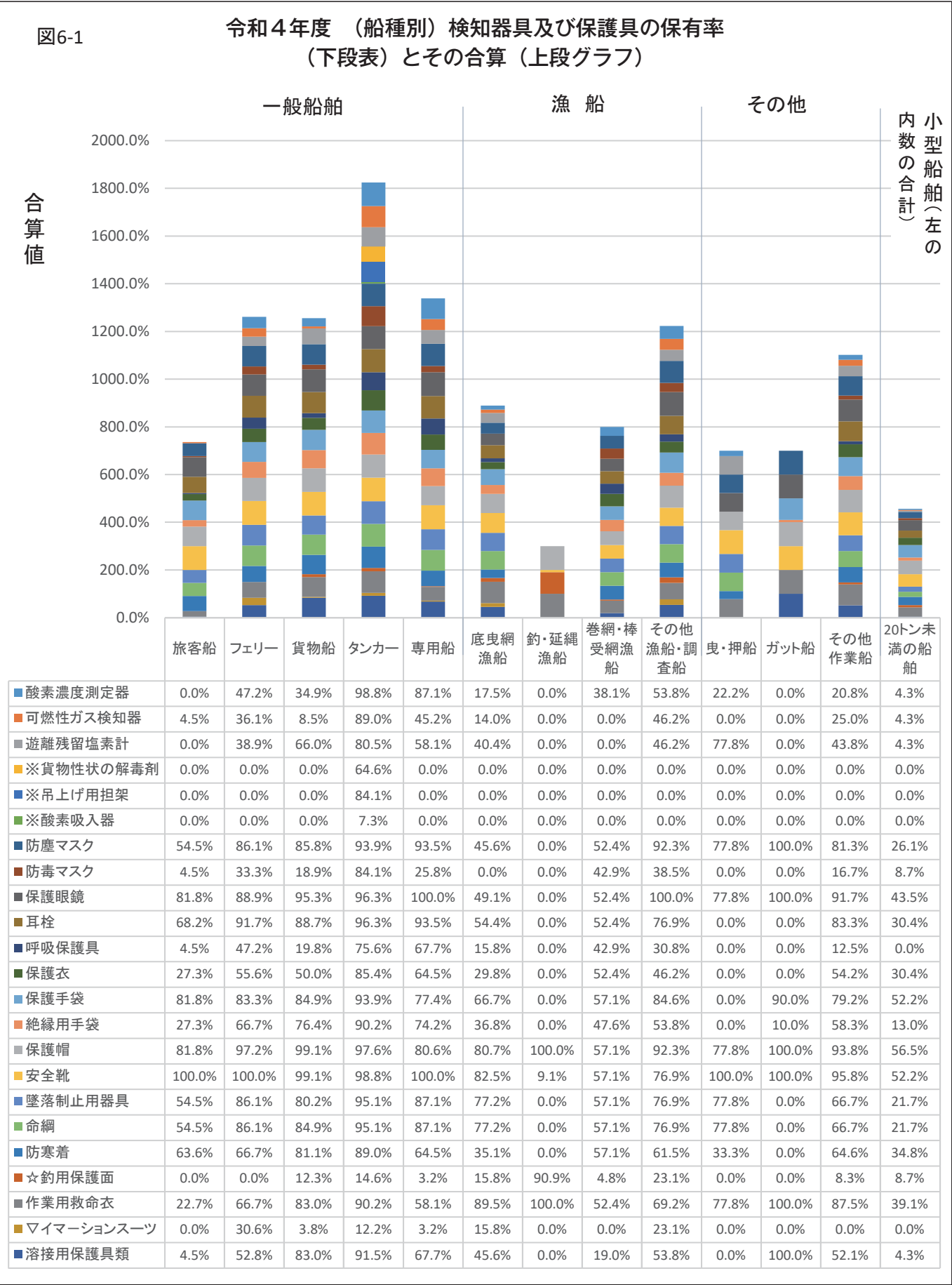
図5-4

曳・押船



「通行路の安全（歩み板等）」項目が不良率が156%と増加した。「検知器具」項目は0%となったが訪船指導船数9隻の内2隻のみの結果であった。

4. 検知器具及び保護具保有状況（資料編 表5参照）



※危険物を運送するタンカー等を主たる対象として調査

☆鯉一本釣のほか、釣針を用いる漁船等を主たる対象として調査

▽備付け義務船を含め、ほぼ全船種を対象に調査（備付け義務船舶 表5-3（注）参照）

(1)検知器具及び保護具の保有率とその合算値（令和4年度・船種別）

図6-1に、船種別の検知器具及び保護具の保有率を示す。合算値は、各検知器具及び保護具ごとの保有率の総和を表している。合算値が大きいほど棒グラフが高くなる。この図ではタンカー、専用船、フェリー、貨物船、その他漁船・調査船が他の船種に比べて高く、釣・延縄漁船、小型船舶で低い。

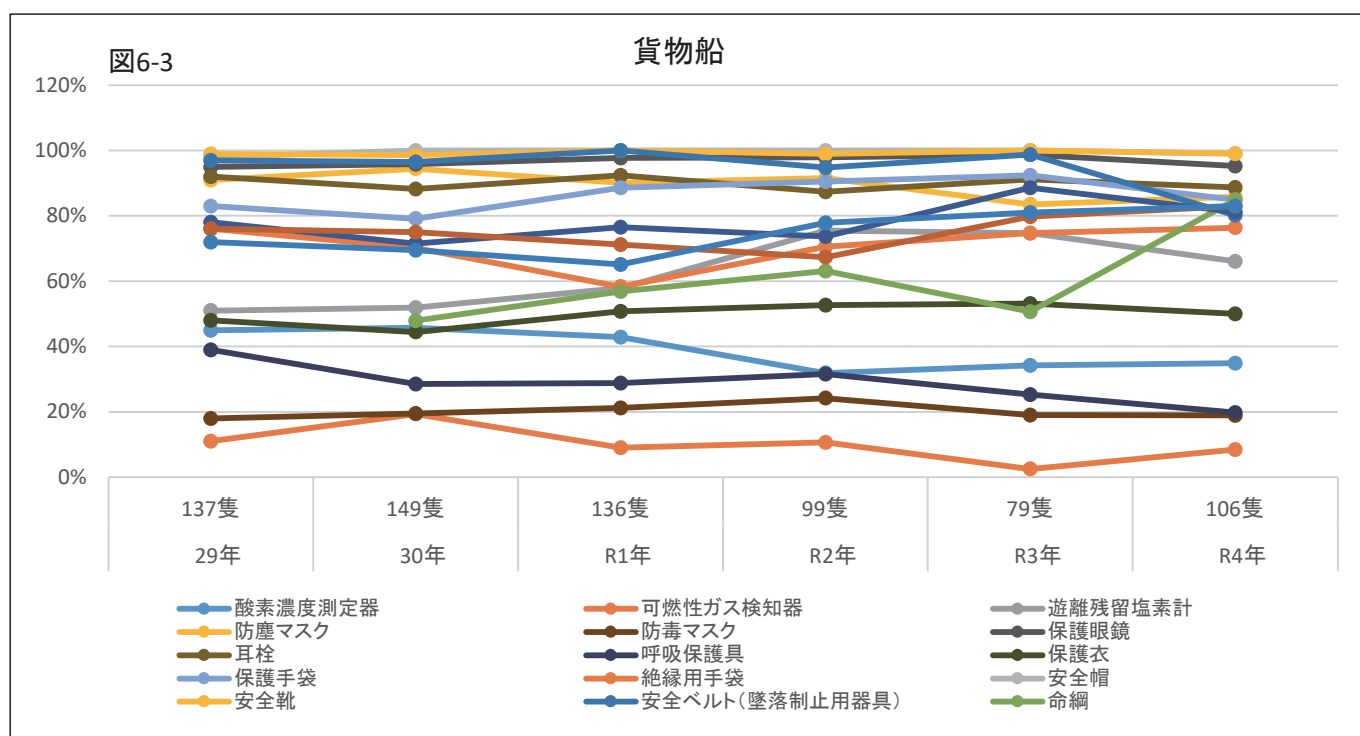
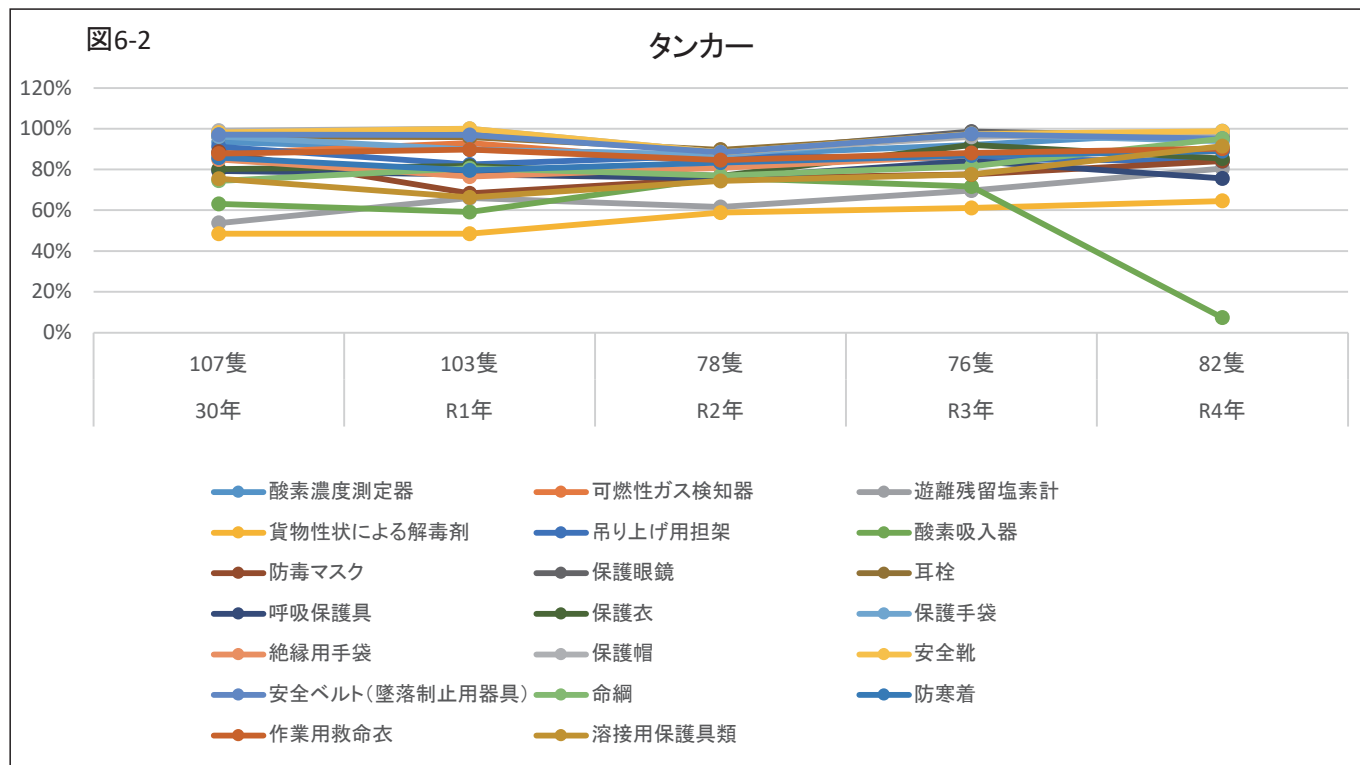
なお、各船での訪船指導の現場では、保有率だけではなく、それらの数量及び状態まで調査している。

(2)一般船舶の検知器具及び保護具保有率の推移

図6-2にタンカー、図6-3に貨物船の検知器具・保護具の保有率推移を示す。

タンカーではこれまで「貨物性状による解毒剤」の保有率が最も低かったが、令和4年度では、「酸素吸入器」の保有率が減少した。

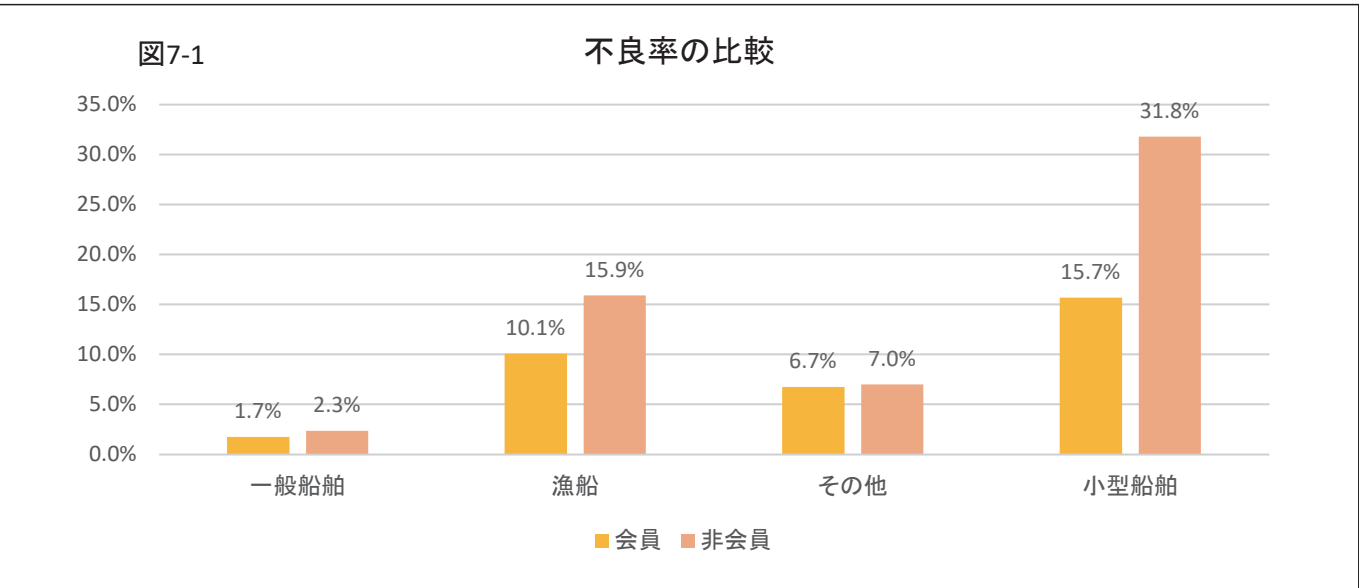
貨物船では総じて横ばいであるが、「可燃性ガス検知器」「防毒マスク」「呼吸保護具」「酸素濃度測定器」の保有率は低い状況が継続している。



5. 船員災害防止協会の会員・非会員別所有船舶の比較（資料編第 表7 参照）

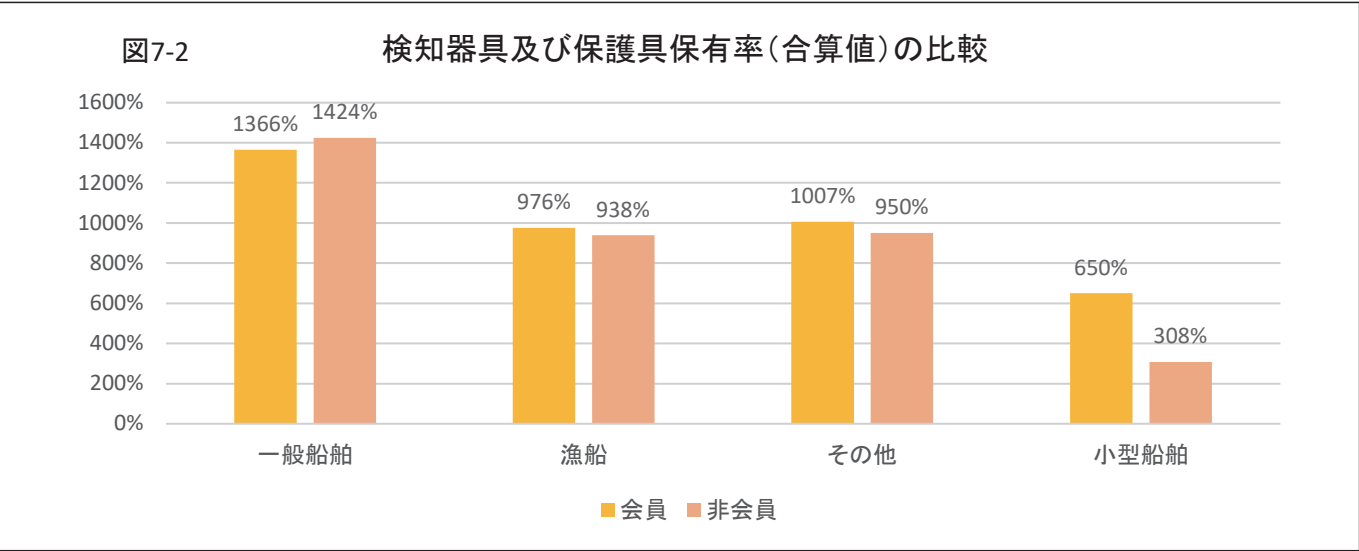
(1)不良率の比較

対象船舶数	計 446	一般船舶		漁船		その他		うち、小型船舶	
		会員	非会員	会員	非会員	会員	非会員	会員	非会員
		143	134	50	52	45	22	10	13



「一般船舶」「その他」では顕著な差がない。
会員船舶の不良率は、「小型船舶」「漁船」で低い。

(2)検知器具及び保護具保有率の比較（合算）

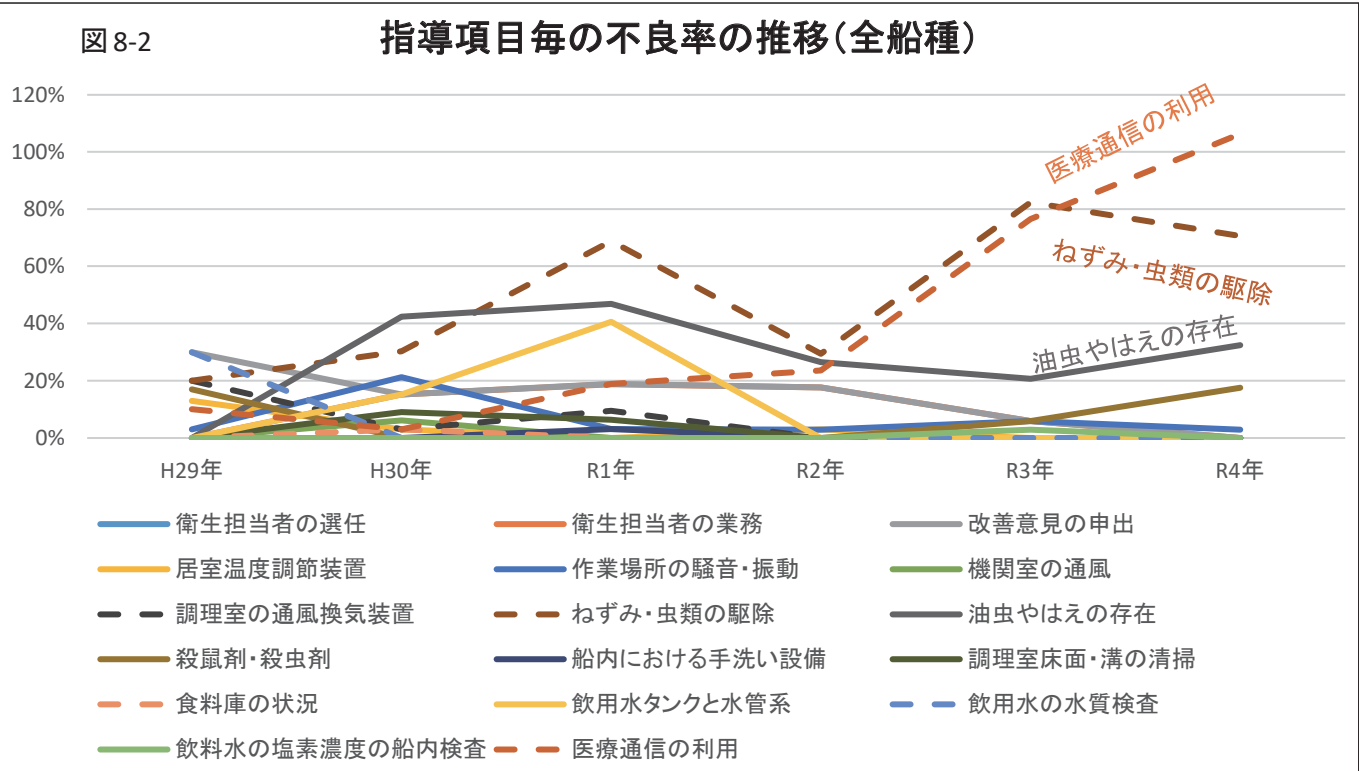
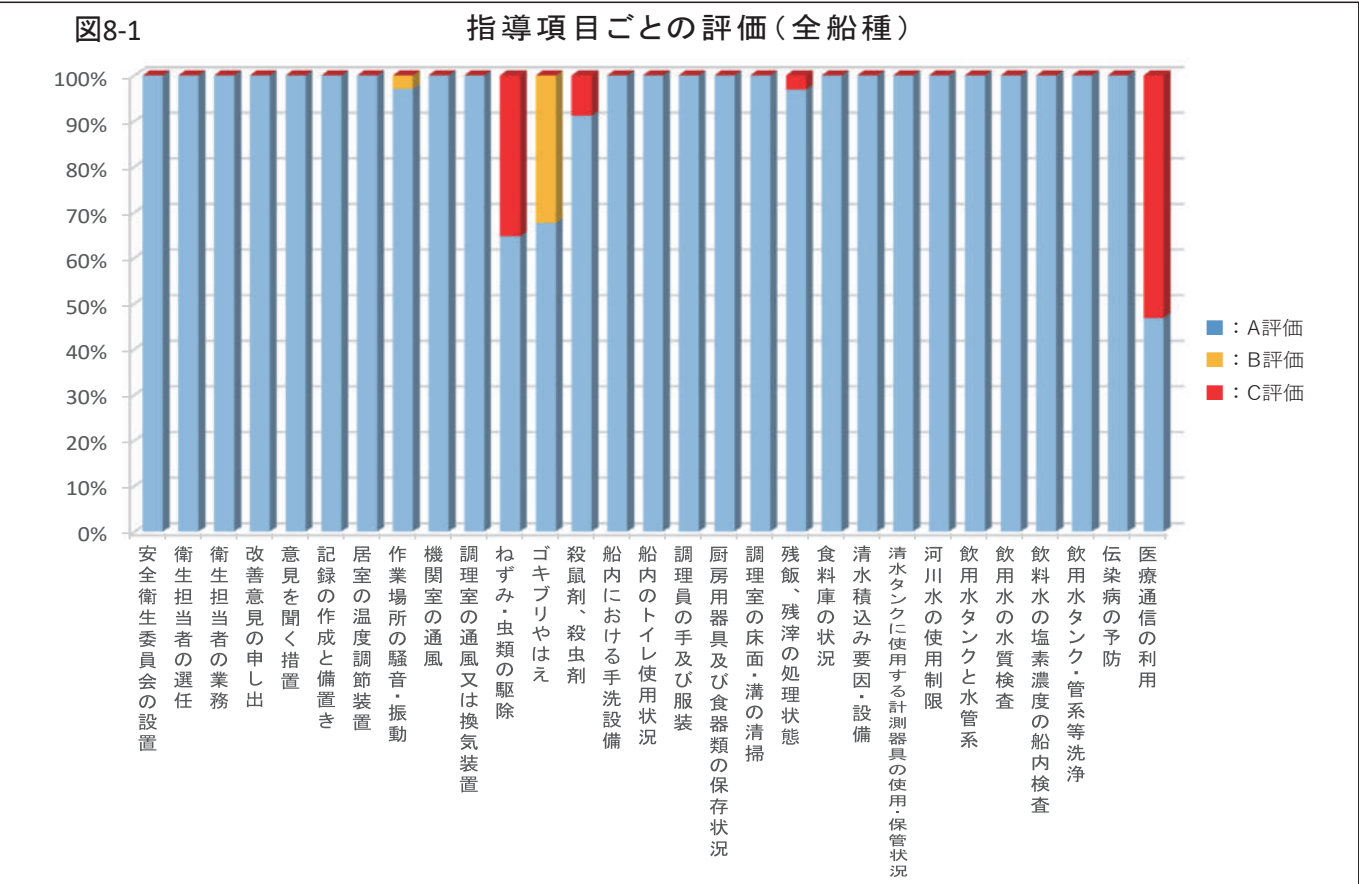


「小型船舶」において、会員船舶の保有率が高く、他の船種では大差がない。

6. 衛生技術指導の評価（資料編 表8 参照）

衛生指導は訪船隻数が少いため、船種別評価は行っていない。
技術指導（衛生）は29項目をチェックし、それぞれ評価する。

	隻数	A個数・割合	B個数・割合	C個数・割合
全船種	34	969	12	33
		95.6%	1.2%	3.3%



令和4年度において、不良率が20%を超えた項目は、高い順に「医療通信の利用」（106%）、「ねずみ・虫類の駆除」（71%）、「油虫やはえの存在」（32%）の3項目である。

Ⅲ 安全技術指導後の改善状況の把握

安全技術指導を行った船舶から、「ヒヤリハットの活用」がBまたはC、「検知器具」項目の結果がCまたは無評価の船を、43隻（29社）を抽出した。会員17隻、非会員26隻であった。その後の改善状況や意見等を把握するため、船舶を管理する船主または船舶管理者あて調査票を送付し回答を求めた。

43隻（29社）の内訳は、一般船舶17隻（14社）、漁船17隻（10社）、その他9隻（5社）であり、回答があったものは、一般船舶9隻、漁船12隻、その他6隻の計27隻（うち、白紙回答4隻）、また、16隻からは回答がなかった。

以下に回答内容の概略を示す。（同一会社等の船は回答が略同じであったのでまとめて記載する）

船種	不良率	回答内容
一般船舶 1～3	0～8%	測定器具を使用する区画に立ち入る場合は、器具の設置及び安全衛生教育の実施。
一般船舶4	5%	白紙回答
一般船舶5	4%	白紙回答
一般船舶6	4%	①酸素濃度測定器具、有害物質測定器具について→有効な検知器具選定し、船舶に導入予定。 ②ヒヤリハットの報告と話し合い及び会社からのフィードバックについて→会社におけるヒヤリハット収集体制を構築します。
一般船舶7	4%	ヒヤリハットの報告については現在ほとんど「報告がない」ため、今後はISMの運用も検討しており、定期的な報告をするように指導を行った。
一般船舶8	8%	①ヒヤリハット制度を活用し適宜必要な対策を講じている。 ②「燃えやすい廃棄物の処理」：直ちに蓋を作成し、安全な処置に努めている。
一般船舶9	9%	技術指導を賜りましたこと大変有難う御座いました。 ①「ヒヤリハット」については、現状では事象発生時の報告となっているが、今後は更に船陸の連絡が取れる様に対策を立てて行きたい。 ②「トラマークの不鮮明箇所について」：塗装を行い鮮明に確認出来る様に施工した。
漁船1～3	9%	①評価Bに対する是正処置として、今後その様な教育訓練の場や時間作り行うよう検討する。 ②「検知器具」については、機関長やメーカー等の意見や情報を収集し、必要度、使用効果等を検証し判断する。
漁船4～7	25～29%	①作業後は片付けるように再度徹底した。 ②岸壁に横付けして、その間隔は狭いため、歩み板等は使用していない。 ③（サンダー等使用する際、保護具をしようしていない場合がある事について）：保護眼鏡を再度船に積んで着用している。
漁船8～9	21%	①「通行の安全」：船は横付けし、岸壁との距離がとても近く、船との高さも同じ為、歩み板等は使用していない。 ②「検知器具」：漁船倉は密閉している所でないので、酸素濃度測定器具及び有害物質測定器の備置の必要が無いため。
漁船10	17%	以下のとおり是正措置致します。 ①（安全に関する教育訓練）B：船員法の規定に従い訓練・操練及び安全教育を実施し記録する事。 ②（ヒヤリハットの活用）B：定期的にヒヤリハット事例を乗組員に周知する。 （安全衛生記録備置）B：対応項目の記録をもれなく行うこと。 （検知器具）B：密閉区画や有害気体を生じる恐れのある区画に入る時には必ず測定器具を使用すること。

船種	不良率	回答内容
漁船11	42%	白紙回答
漁船12	63%	白紙回答
その他 1	13%	①「通行の安全」：アルミワフラー使用 ②「検知器具」：測定器を使用するような密閉区域に入る場合、ドックの安全課が計測を行い、安全を確認後、作業に取り掛かるようにしています。
その他 2～4	22%	①「通行の安全（昭明）」：夜間における陸上との通行がないため必要がない。 ②「検知器具」：密閉区画または有害気体を生じる積荷・船用品等の区画に入る事が無い為、測定器具を備置していない。
その他 5～6	9%	①指摘のあった箇所へのトラマークは是正した。 ②「ヒヤリハット報告」と会社からのフィードバックは、定期的を実施する事とした。 ③酸素濃度測定器及び有害物質（気体）測定器具の各船への備置については、今後検討する。

「ヒヤリハットの活用」について、改善する旨の報告が7隻あった。

「検知器具」について、今後検討すると回答した船舶が6隻であった。

「通行の安全」について、歩み板等を設置する必要がないとの回答が6隻あった。

船主または船舶管理者からの回答では謝辞が述べられているものもあった。

（見解）

個別の船舶への訪船指導に加え、その結果を本部から直接船主等に状況を知らせる事で、各船舶の状況が改善され易くなると思われる。

「通行の安全」について、船主から「岸壁に横付けして、その間隔は狭いため、歩み板等は使用していない。」との回答があったが、訪船指導では安全のために「歩み板等が」必要である旨を粘り強く説明する必要がある。

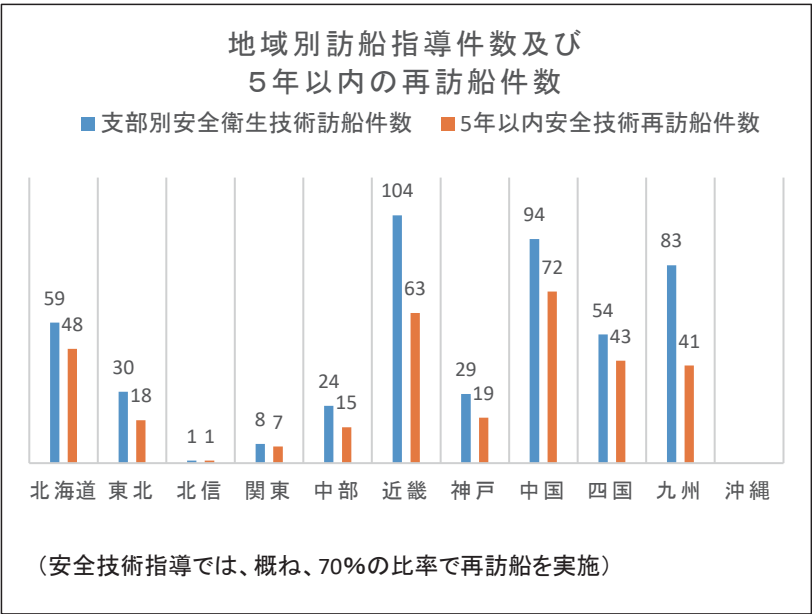
IV 技術指導員の配置、及び訪船指導についてのアンケート調査

1. 技術指導員の全国配置

図9-1

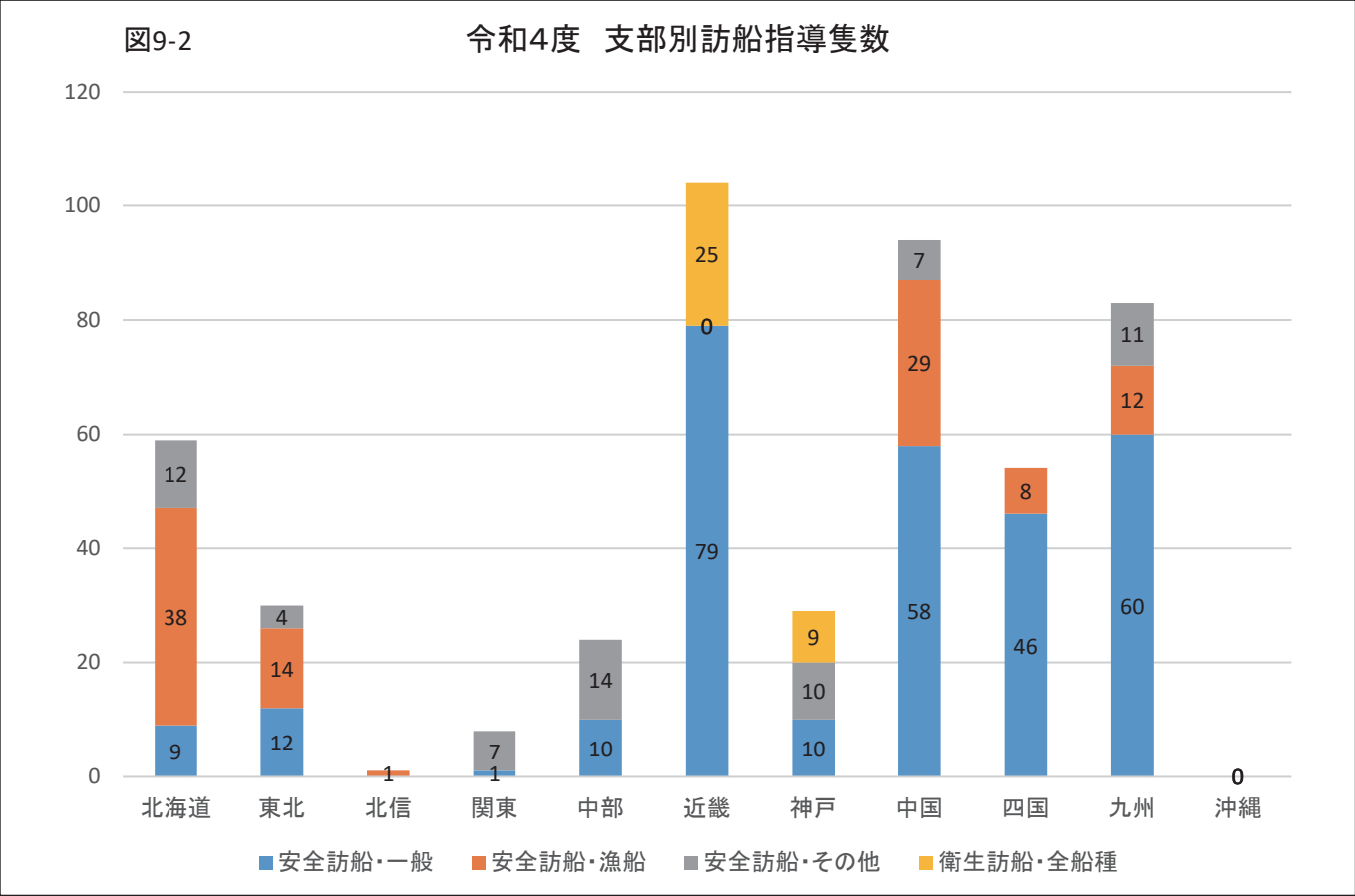
訪船技術指導員の配置
令和4年12月現在

赤－衛生指導員
黒－安全指導員
以上103名



2. 「訪船指導についてのアンケート調査」(資料編 表7表 参照)

図9-2に支部ごとの訪船隻数、安全指導と衛生指導の別を示す。



訪船指導の終了後に現場で実施している、「訪船指導についてのアンケート調査」の結果を図9-3～5に示す。

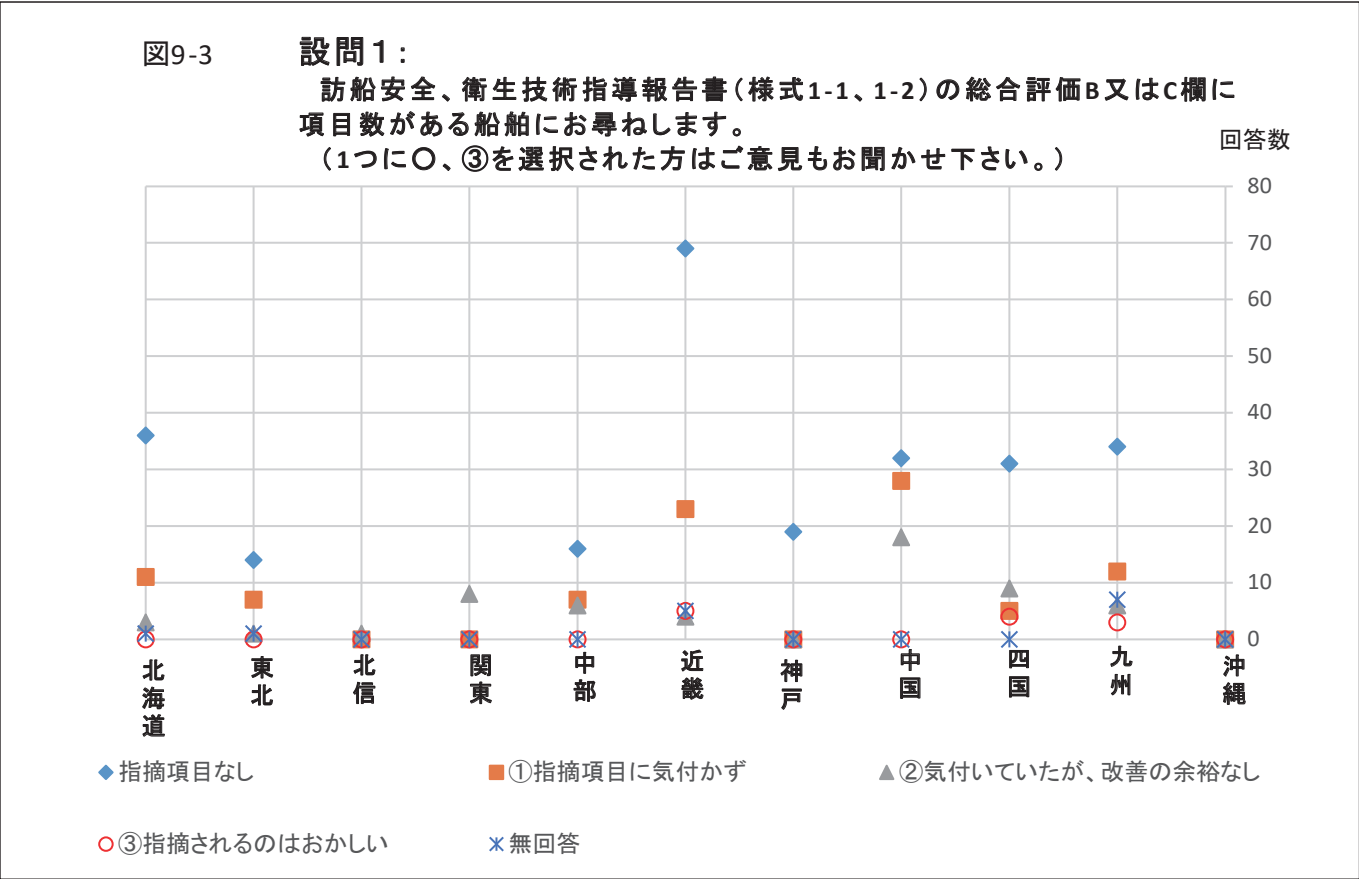


図9-4

設問2:

訪船時間について、全ての船舶にお尋ねします。(1つに○)

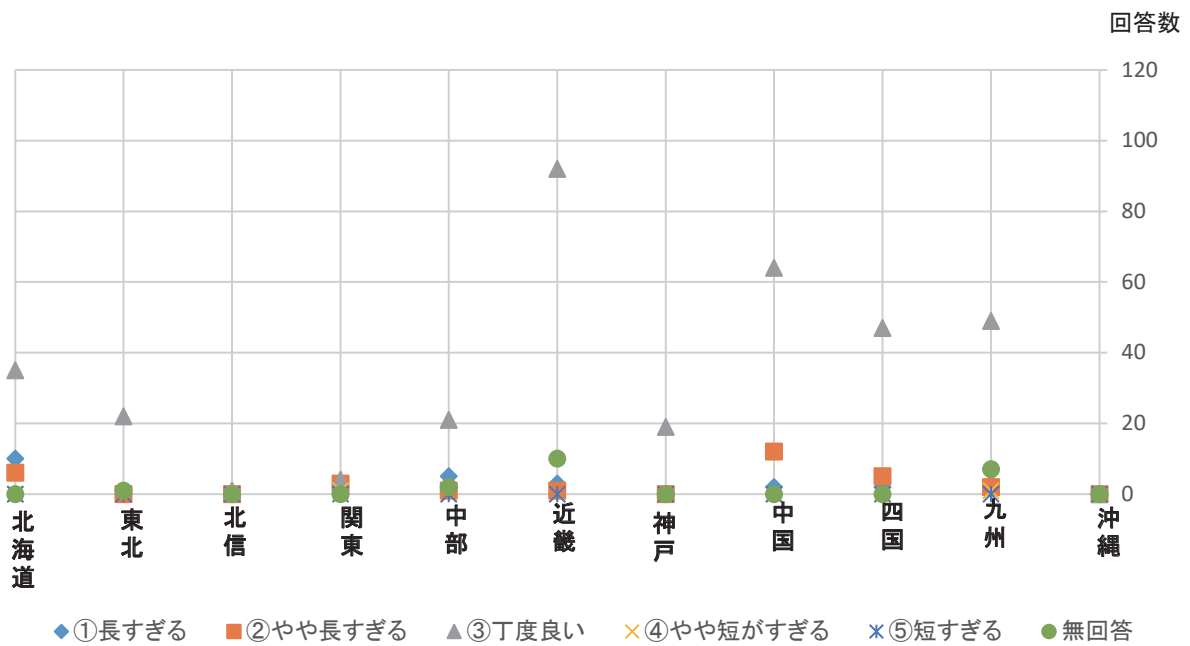
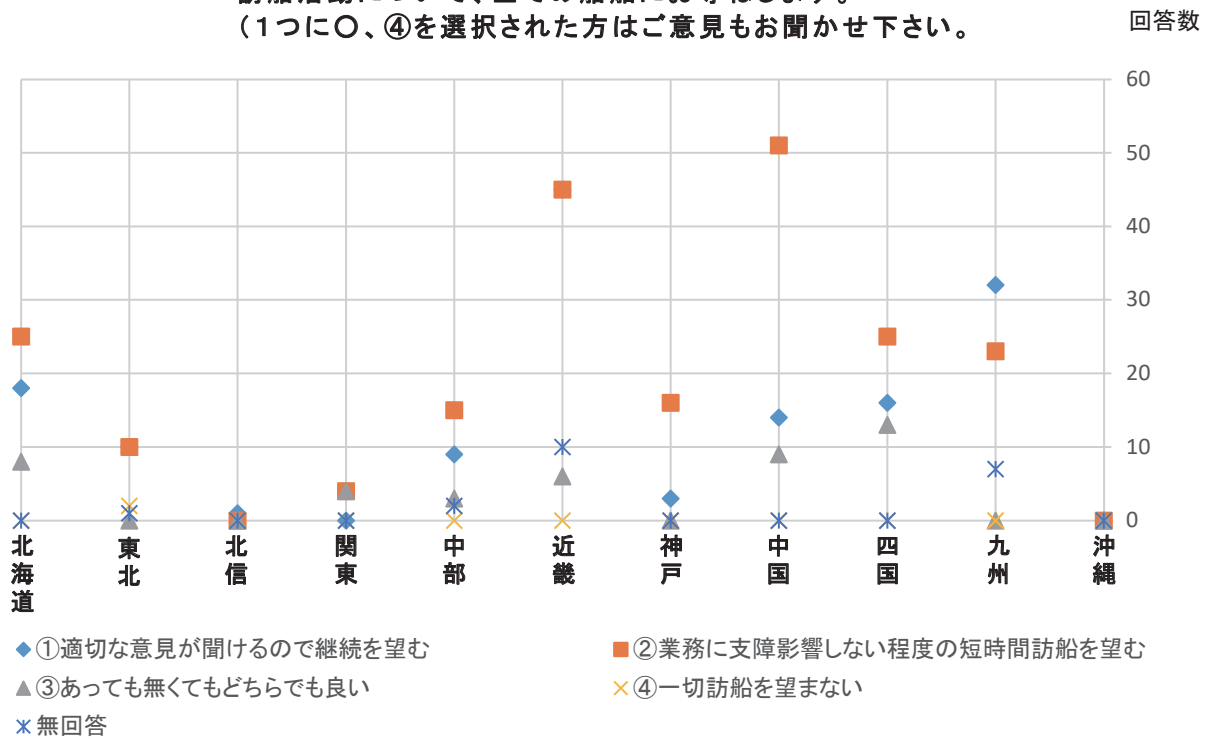


図9-5

設問3:

訪船活動について、全ての船舶にお尋ねします。

(1つに○、④を選択された方はご意見もお聞かせ下さい。)



V 資料 編

	頁
表1-1 安全技術指導隻数（船種別、総トン数別）	31
表1-2 安全・衛生技術指導隻数（支部別・船種別）	31
表1-3 安全・衛生技術指導隻数（年度別）	32
第2-1, 2, 3, 4, 5 船種別・安全技術指導項目ごとの評価（一般船舶）	33
表2-6, 7, 8, 9 船種別・安全技術指導項目ごとの評価（漁船）	35
表2-10, 11, 12 船種別・安全技術指導項目ごとの評価（その他）	37
表2-13 船種別・安全技術指導項目ごとの評価（小型船舶）	39
表3 不良率20%以上の船種・5年間（項目別・年度別）	40
表4-1 不良率の推移（貨物船）	41
表4-2 不良率の推移（タンカー）	42
表4-3 不良率の推移（底曳網漁船）	43
表4-4 不良率の推移（曳・押船）	44
表5-1 検知器具及び保護具保有率（一般船舶）	45
表5-2 検知器具及び保護具保有率（漁船・その他・小型船舶）	46
表5-3 検知器具と保護具保有の推移（タンカー）	47
表6-1 再訪船指導隻数	48
表7-1 船員災害防止協会会員と非会員船舶の評価比較（不良率）	49
表7-2 船員災害防止協会会員と非会員船舶の比較（検知器具及び保護具保有率）	49
表8-1 衛生技術指導の評価	50
表8-2 衛生技術指導の不良率の推移	51
表9 「訪船指導についてのアンケート調査」の集計	52

表 1－1 安全技術指導隻数（船種別、総トン数別）

（隻）

	20t未満	20t～100t 未満	100t～ 500t未満	500t～ 1000t未満	1000t以上	計
一般船舶	7	8	162	42	58	277
漁船	10	27	63	2	0	102
その他	6	2	57	2	0	67
計	23	37	282	46	58	446

（データとして活用出来なかった6隻があり、下表と合計が異なる）

表 1－2 安全・衛生技術指導隻数（支部別・船種別）

（安全）

（隻）

支部	一般船舶	漁船	その他	計
北海道	9	38	12	59
東北	12	14	4	30
北陸信越	0	1	0	1
関東	1	0	7	8
中部	10	0	14	24
近畿	79	0	0	79
神戸	10	0	10	20
中国	58	29	7	94
四国	46	8	0	54
九州	60	12	11	83
沖縄	0	0	0	0
計	285	102	65	452

訪船港数	訪船指導員数
11	9
7	6
1	1
2	2
5	5
29	10
3	2
31	13
16	6
24	16
0	0
129	70

（衛生）

支部	一般船舶	漁船	その他	計
東北	0	0	0	0
近畿	25	0	0	25
神戸	9	0	0	9
計	34	0	0	34

訪船港数	訪船指導員数
0	0
7	2
2	1
9	3

表 1－3 安全・衛生技術指導隻数（年度別）

（隻）

年 度	一般船舶		漁船		その他		計	
	安全	衛生	安全	衛生	安全	衛生	安全	衛生
H1年	837	59	509	30	69	13	1415	102
2年	864	38	450	32	91	22	1405	92
3年	896	77	421	12	74	3	1391	92
4年	903	115	418	31	82	4	1403	150
5年	848	65	400	26	67	3	1315	94
6年	839	59	417	31	55	2	1311	92
7年	855	58	378	25	64	4	1297	87
8年	728	43	347	21	59	8	1134	72
9年	742	42	320	27	65	6	1127	75
10年	719	50	336	27	71	6	1126	83
11年	596	53	254	30	68	1	918	84
12年	580	53	246	33	75	0	901	86
13年	611	41	246	26	80	0	937	67
14年	605	25	231	24	70	0	906	49
15年	592	45	230	15	54	0	876	60
16年	434	9	196	46	78	10	708	65
17年	546	56	233	15	90	4	869	75
18年	422	35	153	2	69	7	644	44
19年	279	22	130	0	44	5	453	27
20年	453	36	171	3	87	6	711	45
21年	411	36	158	0	75	5	644	41
22年	418	30	159	0	84	5	661	35
23年	385	23	151	0	98	5	634	28
24年	368	27	135	2	87	0	590	29
25年	383	22	146	0	106	5	635	27
26年	437	21	147	0	80	5	664	26
27年	402	22	155	0	112	5	669	27
28年	392	25	166	0	98	5	656	30
29年	400	25	153	0	116	5	669	30
30年	402	28	171	0	97	5	670	33
R1年	385	27	142	0	102	5	629	32
R2年	295	29	119	0	80	5	494	34
R3年	252	34	96	0	37	0	385	34
R4年	285	34	102	0	65	0	452	34
計	18,564	1,364	8,086	458	2,649	159	29,299	1,981

表 2-1 ~ 13 船種別・安全技術指導項目ごとの評価

表 2-1

旅客船

22隻

項 目		A	B	C	不良率 (B+2*C)/ (A+B+C)
		各個数			%
1	船内安全衛生委員会設置	8	1	0	11.1%
2	安全担当者の選任	22	0	0	0.0%
3	安全に関する教育	22	0	0	0.0%
4	ヒヤリハットの活用	22	0	0	0.0%
5	意見を聞く措置	22	0	0	0.0%
6	安全に関する記録の備置	22	0	0	0.0%
7	火気類の管理	21	1	0	4.5%
8	保護具等の着用	21	1	0	4.5%
9	作業機器類の整備・整頓	22	0	0	0.0%
10	作業環境(換気・照明等)	22	0	0	0.0%
11	接触等からの防御(機器類)	22	0	0	0.0%
12	蒸気・熱湯等からの防御	22	0	0	0.0%
13	通行路の安全(歩み板等)	22	0	0	0.0%
14	通行路の安全(照明灯等)	21	0	1	9.1%
15	器具・道具類の整備整頓	22	0	0	0.0%
16	燃えやすい廃棄物の処理	22	0	0	0.0%
17	管系等の表示	22	0	0	0.0%
18	安全標識等	22	0	0	0.0%
19	照明	21	0	0	0.0%
20	床面等の安全	20	2	0	9.1%
21	足場等の安全	21	1	0	4.5%
22	海中転落の防止(柵等)	21	1	0	4.5%
23	検知器具	0	1	1	150.0%
24	保護具等の整備	22	0	0	0.0%
計		484	8	2	2.4%

表 2-2

フェリー

36隻

項 目		A	B	C	不良率 (B+2*C)/ (A+B+C)
		各個数			%
1	船内安全衛生委員会設置	28	0	0	0.0%
2	安全担当者の選任	36	0	0	0.0%
3	安全に関する教育	36	0	0	0.0%
4	ヒヤリハットの活用	36	0	0	0.0%
5	意見を聞く措置	36	0	0	0.0%
6	安全に関する記録の備置	36	0	0	0.0%
7	火気類の管理	36	0	0	0.0%
8	保護具等の着用	36	0	0	0.0%
9	作業機器類の整備・整頓	36	0	0	0.0%
10	作業環境(換気・照明等)	36	0	0	0.0%
11	接触等からの防御(機器類)	36	0	0	0.0%
12	蒸気・熱湯等からの防御	36	0	0	0.0%
13	通行路の安全(歩み板等)	36	0	0	0.0%
14	通行路の安全(照明灯等)	36	0	0	0.0%
15	器具・道具類の整備整頓	36	0	0	0.0%
16	燃えやすい廃棄物の処理	36	0	0	0.0%
17	管系等の表示	36	0	0	0.0%
18	安全標識等	36	0	0	0.0%
19	照明	35	1	0	2.8%
20	床面等の安全	36	0	0	0.0%
21	足場等の安全	36	0	0	0.0%
22	海中転落の防止(柵等)	36	0	0	0.0%
23	検知器具	19	0	0	0.0%
24	保護具等の整備	36	0	0	0.0%
計		838	1	0	0.1%

表2-3

貨物船

106隻

項 目		A	B	C	不良率 (B+2*C)/ (A+B+C)
		各個数			%
1	船内安全衛生委員会設置	81	0	2	4.8%
2	安全担当者の選任	106	0	0	0.0%
3	安全に関する教育	101	5	0	4.7%
4	ヒヤリハットの活用	99	7	0	6.6%
5	意見を聞く措置	106	0	0	0.0%
6	安全に関する記録の備置	105	1	0	0.9%
7	火気類の管理	106	0	0	0.0%
8	保護具等の着用	105	1	0	0.9%
9	作業機器類の整備・整頓	105	1	0	0.9%
10	作業環境(換気・照明等)	106	0	0	0.0%
11	接触等からの防御(機器類)	106	0	0	0.0%
12	蒸気・熱湯等からの防御	106	0	0	0.0%
13	通行路の安全(歩み板等)	101	3	2	6.6%
14	通行路の安全(照明灯等)	106	0	0	0.0%
15	器具・道具類の整備整頓	105	1	0	0.9%
16	燃えやすい廃棄物の処理	106	0	0	0.0%
17	管系等の表示	104	2	0	1.9%
18	安全標識等	105	1	0	0.9%
19	照明	106	0	0	0.0%
20	床面等の安全	104	2	0	1.9%
21	足場等の安全	106	0	0	0.0%
22	海中転落の防止(柵等)	103	3	0	2.8%
23	検知器具	38	0	12	48.0%
24	保護具等の整備	105	0	1	1.9%
計		2421	27	17	2.5%

表2-4

タンカー

82隻

項 目		A	B	C	不良率 (B+2*C)/ (A+B+C)
		各個数			%
1	船内安全衛生委員会設置	51	1	1	5.7%
2	安全担当者の選任	81	1	0	1.2%
3	安全に関する教育	81	0	1	2.4%
4	ヒヤリハットの活用	73	9	0	11.0%
5	意見を聞く措置	82	0	0	0.0%
6	安全に関する記録の備置	81	1	0	1.2%
7	火気類の管理	82	0	0	0.0%
8	保護具等の着用	82	0	0	0.0%
9	作業機器類の整備・整頓	78	4	0	4.9%
10	作業環境(換気・照明等)	81	1	0	1.2%
11	接触等からの防御(機器類)	80	2	0	2.4%
12	蒸気・熱湯等からの防御	82	0	0	0.0%
13	通行路の安全(歩み板等)	82	0	0	0.0%
14	通行路の安全(照明灯等)	82	0	0	0.0%
15	器具・道具類の整備整頓	81	1	0	1.2%
16	燃えやすい廃棄物の処理	81	1	0	1.2%
17	管系等の表示	81	1	0	1.2%
18	安全標識等	78	4	0	4.9%
19	照明	81	0	1	2.4%
20	床面等の安全	79	3	0	3.7%
21	足場等の安全	82	0	0	0.0%
22	海中転落の防止(柵等)	78	4	0	4.9%
23	検知器具	81	1	0	1.2%
24	保護具等の整備	82	0	0	0.0%
計		1902	34	3	2.1%

表2-5

専用船

31隻

項 目		A	B	C	不良率 (B+2*C)/ (A+B+C)
		各個数			%
1	船内安全衛生委員会設置	31	0	0	0.0%
2	安全担当者の選任	30	1	0	3.2%
3	安全に関する教育	31	0	0	0.0%
4	ヒヤリハットの活用	26	5	0	16.1%
5	意見を聞く措置	31	0	0	0.0%
6	安全に関する記録の備置	31	0	0	0.0%
7	火気類の管理	31	0	0	0.0%
8	保護具等の着用	31	0	0	0.0%
9	作業機器類の整備・整頓	31	0	0	0.0%
10	作業環境(換気・照明等)	31	0	0	0.0%
11	接触等からの防御(機器類)	31	0	0	0.0%
12	蒸気・熱湯等からの防御	31	0	0	0.0%
13	通行路の安全(歩み板等)	31	0	0	0.0%
14	通行路の安全(照明灯等)	31	0	0	0.0%
15	器具・道具類の整備整頓	31	0	0	0.0%
16	燃えやすい廃棄物の処理	30	1	0	3.2%
17	管系等の表示	31	0	0	0.0%
18	安全標識等	31	0	0	0.0%
19	照明	31	0	0	0.0%
20	床面等の安全	30	1	0	3.2%
21	足場等の安全	31	0	0	0.0%
22	海中転落の防止(柵等)	31	0	0	0.0%
23	検知器具	29	0	0	0.0%
24	保護具等の整備	31	0	0	0.0%
計		734	8	0	1.1%

表2-6

底曳網漁船

57隻

項 目		A	B	C	不良率 (B+2*C)/ (A+B+C)
		各個数			%
1	船内安全衛生委員会設置	51	5	1	12.3%
2	安全担当者の選任	57	0	0	0.0%
3	安全に関する教育	54	3	0	5.3%
4	ヒヤリハットの活用	41	12	0	22.6%
5	意見を聞く措置	53	0	0	0.0%
6	安全に関する記録の備置	56	1	0	1.8%
7	火気類の管理	53	0	0	0.0%
8	保護具等の着用	49	4	0	7.5%
9	作業機器類の整備・整頓	50	3	0	5.7%
10	作業環境(換気・照明等)	53	0	0	0.0%
11	接触等からの防御(機器類)	53	0	0	0.0%
12	蒸気・熱湯等からの防御	53	0	0	0.0%
13	通行路の安全(歩み板等)	38	0	19	66.7%
14	通行路の安全(照明灯等)	57	0	0	0.0%
15	器具・道具類の整備整頓	49	4	0	7.5%
16	燃えやすい廃棄物の処理	53	0	0	0.0%
17	管系等の表示	52	1	0	1.9%
18	安全標識等	51	2	0	3.8%
19	照明	53	0	0	0.0%
20	床面等の安全	52	1	0	1.9%
21	足場等の安全	53	0	0	0.0%
22	海中転落の防止(柵等)	57	0	0	0.0%
23	検知器具	15	0	8	69.6%
24	保護具等の整備	53	0	0	0.0%
計		1206	36	28	7.2%

表2-7

釣・延縄漁船

11隻

項 目		A	B	C	不良率 (B+2*C)/ (A+B+C)
		各個数			%
1	船内安全衛生委員会設置	11	0	0	0.0%
2	安全担当者の選任	11	0	0	0.0%
3	安全に関する教育	11	0	0	0.0%
4	ヒヤリハットの活用	11	0	0	0.0%
5	意見を聞く措置	11	0	0	0.0%
6	安全に関する記録の備置	11	0	0	0.0%
7	火気類の管理	11	0	0	0.0%
8	保護具等の着用	11	0	0	0.0%
9	作業機器類の整備・整頓	10	0	1	18.2%
10	作業環境(換気・照明等)	11	0	0	0.0%
11	接触等からの防御(機器類)	11	0	0	0.0%
12	蒸気・熱湯等からの防御	11	0	0	0.0%
13	通行路の安全(歩み板等)	8	2	1	36.4%
14	通行路の安全(照明灯等)	10	0	1	18.2%
15	器具・道具類の整備整頓	10	0	1	18.2%
16	燃えやすい廃棄物の処理	11	0	0	0.0%
17	管系等の表示	11	0	0	0.0%
18	安全標識等	10	1	0	9.1%
19	照明	11	0	0	0.0%
20	床面等の安全	10	1	0	9.1%
21	足場等の安全	11	0	0	0.0%
22	海中転落の防止(柵等)	11	0	0	0.0%
23	検知器具	0	0	0	—
24	保護具等の整備	11	0	0	0.0%
計		245	4	4	4.7%

表2-8

巻網・棒受網漁船

21隻

項 目		A	B	C	不良率 (B+2*C)/ (A+B+C)
		各個数			%
1	船内安全衛生委員会設置	9	8	3	70.0%
2	安全担当者の選任	13	4	4	57.1%
3	安全に関する教育	14	7	0	33.3%
4	ヒヤリハットの活用	17	4	0	19.0%
5	意見を聞く措置	21	0	0	0.0%
6	安全に関する記録の備置	13	8	0	38.1%
7	火気類の管理	21	0	0	0.0%
8	保護具等の着用	18	3	0	14.3%
9	作業機器類の整備・整頓	21	0	0	0.0%
10	作業環境(換気・照明等)	21	0	0	0.0%
11	接触等からの防御(機器類)	17	4	0	19.0%
12	蒸気・熱湯等からの防御	21	0	0	0.0%
13	通行路の安全(歩み板等)	17	4	0	19.0%
14	通行路の安全(照明灯等)	21	0	0	0.0%
15	器具・道具類の整備整頓	21	0	0	0.0%
16	燃えやすい廃棄物の処理	21	0	0	0.0%
17	管系等の表示	13	8	0	38.1%
18	安全標識等	17	4	0	19.0%
19	照明	17	4	0	19.0%
20	床面等の安全	17	4	0	19.0%
21	足場等の安全	21	0	0	0.0%
22	海中転落の防止(柵等)	17	4	0	19.0%
23	検知器具	8	4	0	33.3%
24	保護具等の整備	13	4	4	57.1%
計		409	74	11	19.4%

表2-9

その他漁船・調査船 13隻

項 目		A	B	C	不良率 (B+2*C)/ (A+B+C)
		各個数			%
1	船内安全衛生委員会設置	7	2	4	76.9%
2	安全担当者の選任	9	3	1	38.5%
3	安全に関する教育	7	5	1	53.8%
4	ヒヤリハットの活用	8	4	1	46.2%
5	意見を聞く措置	12	0	1	15.4%
6	安全に関する記録の備置	8	5	0	38.5%
7	火気類の管理	11	2	0	15.4%
8	保護具等の着用	10	3	0	23.1%
9	作業機器類の整備・整頓	12	1	0	7.7%
10	作業環境(換気・照明等)	11	2	0	15.4%
11	接触等からの防御(機器類)	10	2	1	30.8%
12	蒸気・熱湯等からの防御	11	2	0	15.4%
13	通行路の安全(歩み板等)	9	4	0	30.8%
14	通行路の安全(照明灯等)	11	2	0	15.4%
15	器具・道具類の整備整頓	9	4	0	30.8%
16	燃えやすい廃棄物の処理	8	5	0	38.5%
17	管系等の表示	10	3	0	23.1%
18	安全標識等	11	2	0	15.4%
19	照明	12	1	0	7.7%
20	床面等の安全	9	4	0	30.8%
21	足場等の安全	12	1	0	7.7%
22	海中転落の防止(柵等)	11	1	1	23.1%
23	検知器具	6	3	2	63.6%
24	保護具等の整備	11	2	0	15.4%
計		235	63	12	28.1%

表2-10

曳・押船

9隻

項 目		A	B	C	不良率 (B+2*C)/ (A+B+C)
		各個数			%
1	船内安全衛生委員会設置	8	0	0	0.0%
2	安全担当者の選任	9	0	0	0.0%
3	安全に関する教育	9	0	0	0.0%
4	ヒヤリハットの活用	8	1	0	11.1%
5	意見を聞く措置	9	0	0	0.0%
6	安全に関する記録の備置	9	0	0	0.0%
7	火気類の管理	9	0	0	0.0%
8	保護具等の着用	9	0	0	0.0%
9	作業機器類の整備・整頓	9	0	0	0.0%
10	作業環境(換気・照明等)	9	0	0	0.0%
11	接触等からの防御(機器類)	9	0	0	0.0%
12	蒸気・熱湯等からの防御	9	0	0	0.0%
13	通行路の安全(歩み板等)	2	0	7	155.6%
14	通行路の安全(照明灯等)	9	0	0	0.0%
15	器具・道具類の整備整頓	9	0	0	0.0%
16	燃えやすい廃棄物の処理	9	0	0	0.0%
17	管系等の表示	9	0	0	0.0%
18	安全標識等	9	0	0	0.0%
19	照明	9	0	0	0.0%
20	床面等の安全	9	0	0	0.0%
21	足場等の安全	9	0	0	0.0%
22	海中転落の防止(柵等)	9	0	0	0.0%
23	検知器具	2	0	0	0.0%
24	保護具等の整備	9	0	0	0.0%
計		200	1	7	7.2%

表2-11

ガット船

10隻

項 目		A	B	C	不良率 (B+2*C)/ (A+B+C)
		各個数			%
1	船内安全衛生委員会設置	9	0	1	20.0%
2	安全担当者の選任	10	0	0	0.0%
3	安全に関する教育	10	0	0	0.0%
4	ヒヤリハットの活用	10	0	0	0.0%
5	意見を聞く措置	10	0	0	0.0%
6	安全に関する記録の備置	10	0	0	0.0%
7	火気類の管理	10	0	0	0.0%
8	保護具等の着用	10	0	0	0.0%
9	作業機器類の整備・整頓	10	0	0	0.0%
10	作業環境(換気・照明等)	10	0	0	0.0%
11	接触等からの防御(機器類)	10	0	0	0.0%
12	蒸気・熱湯等からの防御	10	0	0	0.0%
13	通行路の安全(歩み板等)	0	0	10	200.0%
14	通行路の安全(照明灯等)	10	0	0	0.0%
15	器具・道具類の整備整頓	10	0	0	0.0%
16	燃えやすい廃棄物の処理	9	1	0	10.0%
17	管系等の表示	10	0	0	0.0%
18	安全標識等	10	0	0	0.0%
19	照明	10	0	0	0.0%
20	床面等の安全	10	0	0	0.0%
21	足場等の安全	10	0	0	0.0%
22	海中転落の防止(柵等)	10	0	0	0.0%
23	検知器具	1	0	0	0.0%
24	保護具等の整備	9	0	0	0.0%
計		218	1	11	10.0%

表2-12

その他作業船

48隻

項 目		A	B	C	不良率 (B+2*C)/ (A+B+C)
		各個数			%
1	船内安全衛生委員会設置	8	0	0	0.0%
2	安全担当者の選任	12	0	0	0.0%
3	安全に関する教育	11	1	0	8.3%
4	ヒヤリハットの活用	11	1	0	8.3%
5	意見を聞く措置	12	0	0	0.0%
6	安全に関する記録の備置	12	0	0	0.0%
7	火気類の管理	12	0	0	0.0%
8	保護具等の着用	12	0	0	0.0%
9	作業機器類の整備・整頓	12	0	0	0.0%
10	作業環境(換気・照明等)	12	0	0	0.0%
11	接触等からの防御(機器類)	12	0	0	0.0%
12	蒸気・熱湯等からの防御	11	0	1	16.7%
13	通行路の安全(歩み板等)	12	0	0	0.0%
14	通行路の安全(照明灯等)	12	0	0	0.0%
15	器具・道具類の整備整頓	12	0	0	0.0%
16	燃えやすい廃棄物の処理	12	0	0	0.0%
17	管系等の表示	12	0	0	0.0%
18	安全標識等	12	0	0	0.0%
19	照明	11	1	0	8.3%
20	床面等の安全	12	0	0	0.0%
21	足場等の安全	12	0	0	0.0%
22	海中転落の防止(柵等)	11	0	1	16.7%
23	検知器具	4	0	0	0.0%
24	保護具等の整備	12	0	0	0.0%
計		271	3	2	2.5%

表2-13

小型船舶20 t 未満 23隻

項 目	A	B	C	不良率 (B+2*C)/ (A+B+C)
	各個数			%
1 船内安全衛生委員会設置	4	4	3	90.9%
2 安全担当者の選任	15	4	4	52.2%
3 安全に関する教育	18	5	0	21.7%
4 ヒヤリハットの活用	19	4	0	17.4%
5 意見を聞く措置	23	0	0	0.0%
6 安全に関する記録の備置	15	8	0	34.8%
7 火気類の管理	22	1	0	4.3%
8 保護具等の着用	20	3	0	13.0%
9 作業機器類の整備・整頓	23	0	0	0.0%
10 作業環境(換気・照明等)	23	0	0	0.0%
11 接触等からの防御(機器類)	19	4	0	17.4%
12 蒸気・熱湯等からの防御	22	0	1	8.7%
13 通行路の安全(歩み板等)	15	5	3	47.8%
14 通行路の安全(照明灯等)	22	0	1	8.7%
15 器具・道具類の整備整頓	23	0	0	0.0%
16 燃えやすい廃棄物の処理	23	0	0	0.0%
17 管系等の表示	15	8	0	34.8%
18 安全標識等	19	4	0	17.4%
19 照明	18	5	0	21.7%
20 床面等の安全	16	7	0	30.4%
21 足場等の安全	23	0	0	0.0%
22 海中転落の防止(柵等)	18	4	1	26.1%
23 検知器具	2	5	4	118.2%
24 保護具等の整備	15	4	4	52.2%
計	432	75	21	22.2%

表3 不良率20%以上の船種・5年間（項目別・年度別）

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	船内安全委員会の設置	釣・延縄漁船(90%)	その他漁船・調査船 92%	ガット船 75%	その他漁船・調査船 114%	小型船舶 90%
		ガット船(82%)	ガット船 71%	その他漁船・調査船 61%	巻網・棒受 100%	その他漁船・調査船 76%
		巻網・棒受網漁船(77%)	巻網・棒受網漁船 46%	巻網・棒受網漁船 35%	ガット船 100%	巻網・棒受網漁船 70%
		小型船舶(47%)	釣・延縄漁船 40%		その他作業船 50%	ガット船 20%
		その他作業船(45%)			小型船舶 50%	
		その他漁船・調査船(40%)			底曳網漁船 33%	
		底曳網漁船(30%)				
3	安全に関する教育	その他作業船(55%)	ガット船 70%	釣・延縄漁船 35%	ガット船 75%	その他漁船・調査船 53%
		ガット船(53%)	その他漁船・調査船 50%	その他漁船・調査船 29%	その他漁船・調査船 71%	巻網・棒受網漁船 33%
		巻網・棒受網漁船(50%)	釣・延縄漁船 33%	巻網・棒受網漁船 23%	巻網・棒受け 22%	小型船舶 21%
		釣・延縄漁船(50%)			旅客船 21%	
		小型船舶(41%)				
		底曳網漁船(30%)				
4	ヒヤリハットの活用	巻網・棒受網漁船(77%)	ガット船 90%	ガット船 71%	巻網・棒受 156%	底曳網漁船 22%
		ガット船(71%)	その他漁船・調査船 75%	その他漁船・調査船 57%	ガット船 88%	その他漁船・調査船 46%
		釣・延縄漁船(61%)	巻網漁船 41%	底曳網漁船 49%	その他漁船・調査船 71%	
		小型船舶(58%)	釣・延縄漁船 40%	釣・延縄漁船 42%	小型船舶 58%	
		その他作業船(55%)	小型船舶 34%	小型船舶 29%	底曳網漁船 31%	
		底曳網漁船(39%)			釣・延縄漁船 25%	
5	安全に関する記録の備置	釣・延縄漁船(45%)		釣・延縄漁船 26%	巻網・棒受網漁船 35%	その他漁船・調査船 38%
					底曳網漁船 21%	小型船舶 34%
13	通行路の安全(歩み板)	ガット船(63%)	ガット船 140%	ガット船 143%	曳・押船 100%	ガット船 200%
		小型船舶(33%)	釣・延縄漁船 80%	底曳網漁船 59%	その他漁船・調査船 57%	曳・押船 155%
		釣・延縄漁船(30%)	その他作業船 62%	小型船舶 41%	底曳網漁船 38%	底曳網漁船 66%
			底曳網漁船 54%	その他作業船 40%	その他作業船 33%	小型船舶 47%
			小型船舶 43%		小型船舶 32%	釣・延縄漁船 36%
						その他漁船・調査船 30%
16	燃えやすい 廃棄物の処理	釣・延縄漁船(46%)	ガット船 70%	ガット船 43%	その他漁船・調査船 57%	その他漁船・調査船 38%
				その他漁船・調査船 33%	ガット船 38%	
				巻網・棒受網漁船 23%	巻網・棒受網漁船 33%	
17	管系統の表示	ガット船(47%)	ガット船 50%		ガット船 63%	巻網・棒受網漁船 38%
					その他漁船・調査船 43%	小型船舶 34%
					底曳網漁船 21%	その他漁船・調査船 23%
18	安全標識等	釣・延縄漁船(36%)		ガット船 80%	その他漁船・調査船 43%	
					ガット船 50%	
					小型船舶 24%	
20	床面等の安全	ガット船(41%)	ガット船 80%	ガット船 29%	ガット船 50%	その他漁船・調査船 30%
		巻網・棒受網漁船(36%)		小型船舶 29%	その他漁船・調査船 43%	小型船舶 30%
				曳・押船 25%		
23	検知器具の使用	ガット船(88%)	ガット船 180%	ガット船 169%	ガット船 200%	旅客船 150%
		旅客船(76%)	旅客船 152%	その他作業船 145%	その他漁船・調査船 143%	小型船舶 118%
		底曳網漁船(72%)	小型船舶 137%	旅客船 133%	曳・押船 140%	底曳網漁船 69%
		その他作業船(70%)	底曳網漁船 132%	小型船舶 122%	その他作業船 125%	その他漁船・調査船 63%
		釣・延縄漁船(67%)	巻網・棒受網漁船 129%	底曳網漁船 118%	旅客船 116%	貨物船 48%
		巻網・棒受網漁船(65%)	曳・押船 123%	曳・押船 99%	小型船舶 113%	巻網・棒受網漁船 33%
		その他漁船・調査船(53%)	その他作業船 108%	その他漁船・調査船 95%	貨物船 108%	
		貨物船(41%)	釣・延縄漁船 100%	釣・延縄漁船 74%	巻網・棒受網漁船 69%	
		曳・押船(40%)	貨物船 84%	貨物船 73%	フェリー 53%	
			その他漁船・調査船 75%	巻網・棒受網漁船 71%	底曳網漁船 46%	
			フェリー 48%	フェリー 56%		
			専用船 45%			

表４－１ 不良率の推移（貨物船）

		H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
		137隻	149隻	136隻	79隻	106隻
	項 目	不 良 率 (B+2×C)/(A+B+C)				
1	安全衛生委員会の設置	18.0%	17.7%	17.1%	6.6%	4.8%
2	安全担当者の選任	4.0%	2.0%	2.0%	0.0%	0.0%
3	安全教育	9.0%	20.9%	14.7%	3.8%	4.7%
4	ヒヤリハットの報告	18.0%	14.9%	9.6%	3.8%	6.6%
5	意見を聞く措置	－	－	－	－	0.0%
6	記録の作成と措置	1.0%	1.4%	5.1%	1.3%	0.9%
7	火気の使用や禁煙	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8	保護具着用等	0.0%	0.7%	0.7%	0.0%	0.9%
9	機器類の整備・整頓	7.0%	5.4%	8.1%	0.0%	0.9%
10	船内の作業環境	7.0%	3.4%	5.1%	0.0%	0.0%
11	回転機器等の接触防御	9.0%	8.1%	4.4%	1.3%	0.0%
12	高低温等の接触防御	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13	通行の安全(舷梯)	9.0%	19.3%	9.6%	1.3%	6.6%
14	通行の安全(照明)	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%
15	器具等の整頓	9.0%	10.8%	8.8%	0.0%	0.9%
16	燃え易い廃棄物の処理	2.0%	2.7%	4.4%	1.3%	0.0%
17	管系等の表示	7.0%	8.1%	7.4%	1.3%	1.9%
18	安全標識	10.0%	10.8%	11.0%	0.0%	0.9%
19	照明	1.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%
20	床面等の安全	11.0%	16.9%	16.2%	1.3%	1.9%
21	足場等の安全	3.0%	3.4%	2.9%	0.0%	0.0%
22	海中転落の防止	9.0%	3.4%	4.4%	1.3%	2.8%
23	検知器具	41.0%	83.7%	73.0%	108.2%	48.0%
24	保護具	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	1.9%
不良率=(B+2×C)/(A+B+C)		7.2%	9.5%	8.0%	4.5%	2.7%

表４－２ 不良率の推移（タンカー）

		H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
		114隻	107隻	103隻	76隻	82隻
	項 目	不 良 率 (B+2 × C)/(A+B+C)				
1	安全衛生委員会の設置	4.0%	0.0%	2.0%	2.8%	5.7%
2	安全担当者の選任	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	1.2%
3	安全教育	0.0%	2.8%	4.9%	3.9%	2.4%
4	ヒヤリハットの報告	13.0%	10.3%	15.5%	15.8%	11.0%
5	意見を聞く措置	－	－	－	－	0.0%
6	記録の作成と措置	2.0%	0.0%	1.9%	1.3%	1.2%
7	火気の使用や禁煙	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8	保護具着用等	1.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%
9	機器類の整備・整頓	4.0%	2.8%	5.8%	0.0%	4.9%
10	船内の作業環境	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	1.2%
11	回転機器等の接触防御	2.0%	0.0%	1.0%	0.0%	2.4%
12	高低温等の接触防御	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13	通行の安全(舷梯)	1.0%	2.9%	6.8%	1.3%	0.0%
14	通行の安全(照明)	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15	器具等の整頓	4.0%	4.7%	1.9%	2.6%	1.2%
16	燃え易い廃棄物の処理	1.0%	0.9%	2.9%	2.6%	1.2%
17	管系等の表示	1.0%	1.9%	3.9%	3.9%	1.2%
18	安全標識	2.0%	0.9%	5.8%	0.0%	4.9%
19	照明	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	2.4%
20	床面等の安全	2.0%	0.9%	8.7%	3.9%	3.7%
21	足場等の安全	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
22	海中転落の防止	3.0%	0.0%	1.9%	1.3%	4.9%
23	検知器具	1.0%	6.7%	6.9%	0.0%	1.2%
24	保護具	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
不良率=(B+2 × C)/(A+B+C)		1.6%	1.5%	3.2%	1.7%	2.1%

表4－3 不良率の推移（底曳網漁船）

		H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
		88隻	92隻	64隻	52隻	57隻
	項 目	不 良 率 (B+2×C)/(A+B+C)				
1	安全衛生委員会の設置	30.0%	25.3%	17.5%	32.6%	12.3%
2	安全担当者の選任	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3	安全教育	30.0%	18.5%	9.4%	5.8%	5.3%
4	ヒヤリハットの報告	39.0%	28.3%	49.2%	30.8%	22.6%
5	意見を聞く措置	—	—	—	—	0.0%
6	記録の作成と措置	10.0%	6.5%	7.8%	21.2%	1.8%
7	火気の使用や禁煙	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8	保護具着用等	2.0%	1.1%	0.0%	9.8%	7.5%
9	機器類の整備・整頓	1.0%	3.3%	0.0%	2.7%	5.7%
10	船内の作業環境	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11	回転機器等の接触防御	0.0%	2.2%	4.7%	0.0%	0.0%
12	高低温等の接触防御	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%
13	通行の安全(舷梯)	29.0%	53.7%	59.3%	38.1%	66.7%
14	通行の安全(照明)	3.0%	4.3%	6.3%	0.0%	0.0%
15	器具等の整頓	0.0%	2.2%	1.6%	17.9%	7.5%
16	燃え易い廃棄物の処理	5.0%	6.5%	14.3%	7.1%	0.0%
17	管系等の表示	8.0%	10.9%	11.1%	21.4%	1.9%
18	安全標識	7.0%	11.0%	15.9%	15.4%	3.8%
19	照明	5.0%	2.3%	4.8%	0.0%	0.0%
20	床面等の安全	17.0%	12.0%	23.4%	3.8%	1.9%
21	足場等の安全	6.0%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%
22	海中転落の防止	5.0%	2.2%	6.3%	0.0%	0.0%
23	検知器具	72.0%	131.8%	117.8%	46.2%	69.6%
24	保護具	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%
不良率=(B+2×C)/(A+B+C)		10.0%	12.1%	13.0%	9.9%	7.2%

表４－４ 不良率の推移（曳・押船）

		H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
		88隻	74隻	73隻	23隻	9隻
	項 目	不 良 率 (B+2 × C)/(A+B+C)				
1	安全衛生委員会の設置	28.0%	11.7%	8.5%	0.0%	0.0%
2	安全担当者の選任	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%
3	安全教育	10.0%	8.1%	11.0%	4.3%	0.0%
4	ヒヤリハットの報告	19.0%	23.0%	11.0%	13.0%	11.1%
5	意見を聞く措置	－	－	－	－	0.0%
6	記録の作成と措置	1.0%	1.4%	1.4%	4.3%	0.0%
7	火気の使用や禁煙	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8	保護具着用等	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%
9	機器類の整備・整頓	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10	船内の作業環境	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11	回転機器等の接触防御	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%
12	高低温等の接触防御	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13	通行の安全（舷梯）	24.0%	31.0%	42.9%	100.0%	155.6%
14	通行の安全（照明）	1.0%	1.4%	0.0%	8.7%	0.0%
15	器具等の整頓	1.0%	1.4%	1.4%	0.0%	0.0%
16	燃え易い廃棄物の処理	3.0%	5.4%	1.4%	4.3%	0.0%
17	管系等の表示	1.0%	9.5%	9.6%	0.0%	0.0%
18	安全標識	5.0%	5.4%	2.7%	4.3%	0.0%
19	照明	1.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%
20	床面等の安全	9.0%	13.5%	24.7%	4.3%	0.0%
21	足場等の安全	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%
22	海中転落の防止	9.0%	5.4%	5.6%	8.7%	0.0%
23	検知器具	40.0%	127.5%	98.6%	140.0%	0.0%
24	保護具	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
不良率=(B+2 × C)/(A+B+C)		6.2%	9.9%	9.4%	8.0%	6.8%

表5-1 検知器具及び保護具保有率 (一般船舶)

	船種	旅客船			フェリー			貨物船			タンカー			専用船		
		22 隻			36 隻			106 隻			82 隻			31 隻		
	項目	保有	未保有	保有率	保有	未保有	保有率	保有	未保有	保有率	保有	未保有	保有率	保有	未保有	保有率
1	酸素濃度測定器	0	22	0%	17	19	47%	37	69	35%	81	1	99%	27	4	87%
2	可燃性ガス検知器	1	21	5%	13	23	36%	9	97	8%	73	9	89%	14	17	45%
3	遊離残留塩素計	0	22	0%	14	22	39%	70	36	66%	66	16	80%	18	13	58%
4	※貨物性状の解毒剤	0	22	0%	0	36	0%	0	81	0%	53	28	65%	0	31	0%
5	※吊上げ用担架	0	22	0%	0	36	0%	0	81	0%	69	13	84%	0	31	0%
6	※酸素吸入器	0	22	0%	0	36	0%	0	81	0%	6	75	7%	0	31	0%
7	防塵マスク	12	10	55%	31	5	86%	91	15	86%	77	5	94%	29	2	94%
8	防毒マスク	1	21	5%	12	24	33%	20	86	19%	69	12	84%	8	23	26%
9	保護眼鏡	18	4	82%	32	4	89%	101	5	95%	79	3	96%	31	0	100%
10	耳栓	15	7	68%	33	3	92%	94	12	89%	79	3	96%	29	2	94%
11	呼吸保護具	1	21	5%	17	19	47%	21	85	20%	62	19	76%	21	10	68%
12	保護衣	6	16	27%	20	16	56%	53	53	50%	70	12	85%	20	11	65%
13	保護手袋	18	4	82%	30	6	83%	90	16	85%	77	5	94%	24	7	77%
14	絶縁用手袋	6	16	27%	24	12	67%	81	25	76%	74	8	90%	23	8	74%
15	保護帽	18	4	82%	35	1	97%	105	1	99%	80	2	98%	25	6	81%
16	安全靴	22	0	100%	36	0	100%	105	1	99%	81	1	99%	31	0	100%
17	墜落制止用器具	12	10	55%	31	5	86%	85	21	80%	78	4	95%	27	4	87%
18	命綱	12	10	55%	31	5	86%	90	16	85%	78	4	95%	27	4	87%
19	防寒着	14	8	64%	24	12	67%	86	20	81%	73	8	89%	20	11	65%
20	☆釣用保護面	0	22	0%	0	36	0%	13	93	12%	12	69	15%	1	30	3%
21	作業用救命衣	5	17	23%	24	12	67%	88	18	83%	74	8	90%	18	13	58%
22	▽イマーシヨンスーツ	0	22	0%	11	25	31%	4	102	4%	10	71	12%	1	30	3%
23	溶接用保護具類	1	21	5%	19	17	53%	88	18	83%	75	7	91%	21	10	68%

注(以下表7-2まで同じ)

※危険物を運送するタンカー等を主たる対象として調査

☆鯉一本釣のほか、釣針を用いる漁船等を主たる対象として調査

▽備付け義務船を含め、ほぼ全船種を対象に調査(備付け義務船舶 表5-3 注参照)

網掛け(参考)

保有率が高い
(80%以上)

保有率が低い
(30%以下)

表5-2 検知器具及び保護具保有率（漁船・その他・小型船舶）

	船 種	底曳網漁船			釣・延縄漁船			巻網・棒受網漁船			曳・押船			小型船舶 (20t未満全船)		
		57 隻			11 隻			21 隻			9 隻			23 隻		
	項 目	保有	未保有	保有率	保有	未保有	保有率	保有	未保有	保有率	保有	未保有	保有率	保有	未保有	保有率
1	酸素濃度測定器	10	43	18%	0	11	0%	8	13	38%	2	7	22%	1	22	4%
2	可燃性ガス検知器	8	45	14%	0	11	0%	0	21	0%	0	9	0%	1	22	4%
3	遊離残留塩素計	23	30	40%	0	11	0%	0	21	0%	7	2	78%	1	22	4%
4	※貨物性状の解毒剤	0	53	0%	0	11	0%	0	21	0%	0	9	0%	0	23	0%
5	※吊上げ用担架	0	53	0%	0	11	0%	0	21	0%	0	9	0%	0	23	0%
6	※酸素吸入器	0	53	0%	0	11	0%	0	21	0%	0	9	0%	0	23	0%
7	防塵マスク	26	27	46%	0	11	0%	11	10	52%	7	2	78%	6	17	26%
8	防毒マスク	0	53	0%	0	11	0%	9	12	43%	0	9	0%	2	21	9%
9	保護眼鏡	28	25	49%	0	11	0%	11	10	52%	7	2	78%	10	13	43%
10	耳栓	31	22	54%	0	11	0%	11	10	52%	0	9	0%	7	16	30%
11	呼吸保護具	9	44	16%	0	11	0%	9	12	43%	0	9	0%	0	23	0%
12	保護衣	17	36	30%	0	11	0%	11	10	52%	0	9	0%	7	16	30%
13	保護手袋	38	15	67%	0	11	0%	12	9	57%	0	9	0%	12	11	52%
14	絶縁用手袋	21	32	37%	0	11	0%	10	11	48%	0	9	0%	3	20	13%
15	保護帽	46	7	81%	11	0	100%	12	9	57%	7	2	78%	13	10	57%
16	安全靴	47	6	82%	1	10	9%	12	9	57%	9	0	100%	12	11	52%
17	墜落制止用器具	44	9	77%	0	11	0%	12	9	57%	7	2	78%	5	18	22%
18	命綱	44	9	77%	0	11	0%	12	9	57%	7	2	78%	5	18	22%
19	防寒着	20	33	35%	0	11	0%	12	9	57%	3	6	33%	8	15	35%
20	☆釣用保護面	9	44	16%	10	1	91%	1	20	5%	0	9	0%	2	21	9%
21	作業用救命衣	51	2	89%	11	0	100%	11	10	52%	7	2	78%	9	14	39%
22	マイメーションスーツ	9	44	16%	0	11	0%	0	21	0%	0	9	0%	0	23	0%
23	溶接用保護具類	26	27	46%	0	11	0%	4	17	19%	0	9	0%	1	22	4%

保有率が高い
(80%以上)

保有率が低い
(30%以下)

表５－３ 検知器具と保護具保有率の推移（タンカー）

		H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
		114 隻	107 隻	103 隻	76 隻	82 隻
1	酸素濃度測定器	98%	93%	90%	92%	99%
2	可燃性ガス検知器	88%	88%	93%	87%	89%
3	遊離残留塩素計	72%	54%	66%	70%	80%
4	※貨物性状の解毒剤	39%	49%	49%	61%	65%
5	※吊上げ用担架	89%	91%	83%	85%	84%
6	※酸素吸入器	66%	63%	59%	72%	7%
7	防塵マスク	96%	94%	99%	93%	94%
8	防毒マスク	80%	89%	68%	78%	84%
9	保護眼鏡	97%	98%	98%	99%	96%
10	耳栓	97%	96%	96%	97%	96%
11	呼吸保護具	85%	79%	78%	84%	76%
12	保護衣	84%	80%	82%	92%	85%
13	保護手袋	96%	96%	90%	97%	94%
14	絶縁用手袋	94%	85%	77%	87%	90%
15	保護帽	100%	99%	100%	96%	98%
16	安全靴	100%	98%	100%	97%	99%
17	墜落制止用器具(R3年までは安全ベルト)	100%	97%	97%	97%	95%
18	命綱		75%	81%	82%	95%
19	防寒着	94%	86%	80%	87%	89%
20	☆釣用保護面	11%	20%	16%	20%	15%
21	作業用救命衣	95%	88%	90%	88%	90%
22	マイマージョンスーツ	13%	15%	13%	20%	12%
23	溶接用保護具類	75%	75%	66%	78%	91%

注) イマジョンスーツ備付け義務船舶 下記1)～3)

- 1) 国際航海に従事する旅客船及び同航海に従事する総トン数500トン以上の船舶
- 2) 遠洋・近海区域を航行する旅客船及び同区域を航行する総トン数500トン以上の船舶(限定近海を除く。)
- 3) 総トン数500トン以上の漁船

表6－1 再訪船指導隻数

			北海道	東北	北信	関東	中部	近畿	神戸	中国	四国	九州	沖縄	全国
A 支部別安全衛生技術指導隻数			59	30	1	8	24	104	29	94	54	83	0	486
B 安全技術指導隻数	Aの	93%	59	30	1	8	24	79	20	94	54	83	0	452
C 再訪船指導隻数	Bの	72%	48	18	1	7	15	63	19	72	43	41	0	327

※再訪船：過去5年間（H29、H30、R1、R2、R3）に1回以上訪船実績のある船

※衛生技術指導船については件数が少ないため、調査していない。

表7-1 船員災害防止協会会員と非会員所有船舶の比較（不良率）

		隻数	不良率
一般船舶	会員	143	1.7%
	非会員	134	2.3%
漁船	会員	50	10.1%
	非会員	52	15.9%
その他	会員	45	6.7%
	非会員	22	7.0%
小型船舶	会員	10	15.7%
	非会員	13	31.8%

会員所有船舶の不良率が低い

会員所有船舶の不良率が高い

※衛生技術指導船については件数が少ないため、調査していない。

表7-2 船員災害防止協会会員と非会員所有船舶の比較
（検知器具及び保護具保有率）

		一般船舶		漁船		その他		小型船舶	
		会員	非会員	会員	非会員	会員	非会員	会員	非会員
1	酸素濃度測定器	55%	63%	24%	23%	18%	18%	0%	8%
2	可燃性ガス検知器	34%	46%	12%	12%	13%	27%	0%	8%
3	遊離残留塩素計	62%	60%	26%	25%	42%	41%	0%	8%
4	※貨物性状の解毒剤	17%	23%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
5	※tuiage 呼吸保護具	23%	28%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
6	※吊り上げ用担架	3%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
7	防塵マスク	90%	83%	56%	54%	84%	82%	40%	15%
8	防毒マスク	36%	44%	12%	12%	16%	5%	20%	0%
9	保護眼鏡	95%	93%	50%	48%	96%	82%	70%	23%
10	耳栓	89%	92%	68%	65%	67%	45%	50%	15%
11	呼吸保護具	44%	44%	28%	27%	9%	9%	0%	0%
12	保護衣	62%	60%	40%	38%	36%	45%	50%	15%
13	保護手袋	83%	90%	78%	75%	67%	77%	80%	31%
14	絶縁用手袋	74%	76%	52%	50%	38%	55%	10%	15%
15	安全帽	96%	94%	80%	77%	96%	86%	80%	38%
16	安全靴	99%	99%	80%	77%	100%	91%	80%	31%
17	墜落制止用器具	83%	85%	76%	73%	64%	45%	40%	8%
18	命綱	85%	87%	76%	73%	64%	45%	40%	8%
19	防寒着	73%	84%	50%	48%	56%	41%	50%	23%
20	★釣用保護面	12%	7%	18%	17%	9%	0%	0%	15%
21	作業用救命衣	70%	81%	82%	79%	91%	82%	40%	38%
22	ワイマーションスーツ	6%	13%	16%	15%	0%	0%	0%	0%
23	溶接用保護具類	76%	72%	52%	50%	42%	73%	0%	8%
保有率合算値		1366%	1424%	976%	938%	1007%	950%	650%	308%

: 会員船舶が高い(保有率10%以上の差がある)項目

: 会員船舶が低い(保有率10%以上の差がある)項目

表 8－1 衛生技術指導の評価

対象船舶		貨物船9隻, タンカー20隻, 専用船5隻			
項 目		A	B	C	不良率%
1	船内衛生委員会の設置	20	0	0	0.0%
2	衛生担当者の選任	34	0	0	0.0%
3	衛生担当者の業務	34	0	0	0.0%
4	改善意見の申出	34	0	0	0.0%
5	意見を聞く措置	34	0	0	0.0%
6	記録の作成と備置	34	0	0	0.0%
7	居室温度調節装置	34	0	0	0.0%
8	作業場所の騒音振動	33	1	0	2.9%
9	機関室の通風	34	0	0	0.0%
10	調理室の通風換気装置	34	0	0	0.0%
11	ねずみ族及び虫類の駆除	22	0	12	70.6%
12	ゴキブリやはえ	23	11	0	32.4%
13	殺鼠剤、殺虫剤	31	0	3	17.6%
14	船内における手洗い設備	34	0	0	0.0%
15	船内トイレの使用状況	34	0	0	0.0%
16	調理員の手及び服装	34	0	0	0.0%
17	厨房用器及び食器類の保存状況	34	0	0	0.0%
18	調理室床、排水溝の清掃状況	34	0	0	0.0%
19	残飯及び残滓の処理状況	31	0	1	6.3%
20	食糧庫の状況	32	0	0	0.0%
21	清水積込み用具設備	32	0	0	0.0%
22	清水タンク計測器具の状況	32	0	0	0.0%
23	河川水等の使用制限	32	0	0	0.0%
24	飲料水タンク及び飲料水系	32	0	0	0.0%
25	飲料水の水質検査	32	0	0	0.0%
26	飲料水の塩素濃度の船内検査	32	0	0	0.0%
27	飲料水タンク及び管系洗浄	32	0	0	0.0%
28	伝染病の予防	32	0	0	0.0%
29	医療通信の利用	15	0	17	106.3%
総評価数・不良率		905	12	33	8.2%

$$\text{不良率} = (B+C) / (A+B+C)$$

表8－2 衛生技術指導の不良率の推移

項 目		30年	R1年	R2年	R3年	R4年
		33 隻	27 隻	34 隻	34 隻	34 隻
1	船内衛生委員会の設置	9.1%	15.6%	5.9%	35.3%	0.0%
2	衛生担当者の選任	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3	衛生担当者の業務	15.2%	18.8%	17.6%	5.9%	0.0%
4	改善意見の申出	15.2%	18.8%	17.6%	5.9%	0.0%
5	意見を聞く措置	—	—	—	—	0.0%
6	記録の作成と備置	—	—	—	—	0.0%
7	居室温度調節装置	3.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%
8	作業場所の騒音振動	21.2%	3.1%	2.9%	5.9%	2.9%
9	機関室の通風	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10	調理室の通風換気装置	3.0%	9.4%	0.0%	0.0%	0.0%
11	ねずみ族及び虫類の駆除	30.3%	68.8%	29.4%	82.4%	70.6%
12	ゴキブリやはえ	42.4%	46.9%	26.5%	20.6%	32.4%
13	殺鼠剤、殺虫剤	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	17.6%
14	船内における手洗い設備	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%
15	船内トイレの使用状況	—	—	—	—	0.0%
16	調理員の手及び服装	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17	厨房用器及び食器類の保存	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18	調理室床、排水溝の清掃状況	9.1%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%
19	残飯及び残滓の処理状況	9.1%	3.1%	0.0%	8.8%	6.3%
20	食糧庫の状況	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
21	清水積込み用具設備	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
22	清水タンク計測器具の状況	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23	河川水等の使用制限	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24	飲料水タンク及び飲料水系	15.2%	40.6%	0.0%	0.0%	0.0%
25	飲料水の水質検査	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
26	飲料水の塩素濃度の船内検査	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%
27	飲料水タンク及び管系洗浄	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
28	伝染病の予防	—	—	—	—	0.0%
29	医療通信の利用	3.0%	18.8%	23.5%	76.5%	106.3%
総評価数・不良率		8.6%	9.7%	8.0%	10.6%	8.2%

R4年から項目を一部変更したため、R3年以前と比較出来ない項目がある

表9 「訪船指導についてのアンケート調査」の集計

設問1	訪船安全、衛生技術指導報告書(様式1-1、1-2)の総合評価B又はC欄に項目数がある船舶にお尋ねします。 (1つに○、③を選択された方はご意見もお聞かせ下さい。)					
	総数	①指摘項目がない	②指摘された項目に気が付かなかった	③指摘された項目に気が付いてはいたが、改善する余裕がなかった	④不良と指摘されるのは、おかしい	無回答
北海道支部	51	36	11	3	0	1
東北支部	23	14	7	1	0	1
北陸・信越支部	1	0	0	1	0	0
関東支部	8	0	0	8	0	0
中部支部	29	16	7	6	0	0
近畿支部	106	69	23	4	5	5
神戸支部	19	19	0	0	0	0
中国支部	78	32	28	18	0	0
四国支部	54	31	5	9	4	0
九州支部	62	34	12	6	3	7
沖縄支部	0	0	0	0	0	0
計	431	251	93	56	12	14

設問2	訪船時間について、全ての船舶にお尋ねします。(1つに○)						
	総数	①長すぎる	②やや長すぎる	③丁度良い	④やや短かすぎる	⑤短すぎる	無回答
北海道支部	51	10	6	35	0	0	0
東北支部	23	0	0	22	0	0	1
北陸・信越支部	1	0	0	1	0	0	0
関東支部	8	0	3	4	1	0	0
中部支部	29	5	1	21	0	0	2
近畿支部	106	3	1	92	0	0	10
神戸支部	19	0	0	19	0	0	0
中国支部	78	2	12	64	0	0	0
四国支部	54	2	5	47	0	0	0
九州支部	62	3	2	49	1	0	7
沖縄支部	0	0	0	0	0	0	0
計	431	25	30	354	2	0	20

設問3	訪船活動について、全ての船舶にお尋ねします。 (1つに○、④を選択された方はご意見もお聞かせ下さい。)					
	総数	①適切な意見が聞けるので続けて欲しい	②業務に影響しない程度の短時間であれば良い	③あっても無くてもどちらでも良い	④一切訪船して欲しくない	無回答
北海道支部	51	18	25	8	0	0
東北支部	23	10	10	0	2	1
北陸・信越支部	1	1	0	0	0	0
関東支部	8	0	4	4	0	0
中部支部	29	9	15	3	0	2
近畿支部	106	45	45	6	0	10
神戸支部	19	3	16	0	0	0
中国支部	78	14	51	9	0	0
四国支部	54	16	25	13	0	0
九州支部	62	32	23	0	0	7
沖縄支部	0	0	0	0	0	0
計	427	148	214	43	2	20



THE ASSOCIATION FOR
PROMOTING SAFETY AND
SANITATION FOR SEAFARERS